

(様式第1号)

延愛盲発 22号
平成22年9月13日

指定管理者指定申請書

平成 22年 8月 13日

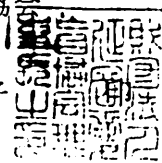
延岡市長 首藤 正治 様

(申請者)

住所 延岡市山下町1丁目7番地9

団体名 財団法人延岡愛盲協会

代表者氏名 理事長 古本 房子



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|---------------|
| 施設の名称 | 延岡ライトハウス盲人ホーム |
| 施設の所在地 | 延岡市山下町1丁目7番地9 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 寄附行為及び来年度移行予定の一般財団法人定款案
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 市税の完納証明書（当法人の納付すべき税は法人県民税のみにつき該当しない）
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡ライトハウス盲人ホーム指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

(1) 市民の平等な利用に関すること

※関係する法律、条例等に基づく公の施設の管理運営のあり方を簡潔に提案してください。

盲人ホームは障害者自立支援法第77条第3項の規定に基づく障害者支援事業で、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師またはきゅう師免許を有する視覚障害者で、自営し、または雇用されることの困難な者を対象に、施設を利用させるとともに、必要な技術指導を行い、その自立更生を図ることを目的としている。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

・利用しようとする者は、福祉事務所長が発行する利用的確証明書を添えて、盲人ホームに利用を申し込み、その承認を受けなければならない。(昭和37年2月27日 厚生省社会局長通知)

※情報公開、個人情報保護についての考え方を簡潔に提案してください。

・情報の公開＝開かれた施設を目指すためにも情報公開は必要と考える。新しく制定された公益財団法人認定法第21条及び22条において、公益財団法人は定款、事業計画、収支予算書、役員報酬等の閲覧を拒んではならないとされているが、当法人が来年度移行予定の一般財団法人についてはこれが任意となっている。しかしながら、ガバナンス確保の観点から当法人においては新定款に情報の公開を規定する。

・個人情報保護＝個人情報の保護はコンプライアンス、人権問題とともに当施設が遵守しなければならない最も重要なもののひとつと認識しており、保護体制の構築と意識の確立が必要と考える。現在、電子データはパスワードにより保護、プリントアウトしたものは鍵を掛けて保管、不要なものはシュレッダーで処分、また、流失防止のためデータの持出し、ウイニー等流失の可能性のあるソフトの使用禁止、ウイルスソフトの導入等により個人情報を保護するとともに、職員会議などにおいて、打合せや研修を行い、全ての職員が個人情報保護について常に意識を持つよう努めている。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

・当概施設に係る相談＝施設の利用や利用方法また生活上の問題等についても指導員を中心に随時相談を実施。

・苦情等への対応＝開かれた施設を目指すため視覚障害者団体との懇談会などを必要に応じ実施するとともに「ご意見箱」を館内に設置。苦情があった場合は、職員会議等で改善策を検討し、苦情処理簿にその経過や措置を記録。大きな案件が生じた場合は理事会に報告し対応を協議。

(2) 施設効用の発揮に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

・利用者の自立支援を図るため、技術指導をはじめ遵守すべき関係法律や医学関連の情報提供等を行うほか、自立した者等も含め施設施設近代化整備事業制度の活用や日常生活に関する相談等も行う。

※現時点で把握する当該施設の現状を簡潔に説明してください。

・自立するためには技術のみならず、接客や施術にかかる手続きや事務なども身に付けなければならない、さらに、雇用の場の確保など視覚障害者を施術師として独り立たせるにはかなりの労力と時間を要する。また、意欲の助長、生活環境の整備など多面的な支援も必要である。

※この現状をもとに、サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

- ・利用者の個性に合った指導の実施
- ・労働意欲をより高める支援や指導
- ・関係機関等との連携による生活支援や職場の確保など

※利用者の満足度や要望の把握及びその実現策について具体的に提案してください。

- ・利用者との人間関係の構築及び相談業務の充実
- ・関係機関、団体等との連携による精神的支援や生活環境の整備
- ・より専門的な支援を行うための情報の収集と研究

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。（開館時間の延長、利用料金等の減額、自主事業の開催等）

- ・特別支援学校や視覚障害者団体、関係機関等との連携による事業の周知と情報収集

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

- ・施術料は利用者の収入となるため自己収入は発生しない。利用者の施設利用料（月に15日以上施設を利用した場合一人月額5千円）は延岡市の収入となる。

③ 管理経費の削減に関すること

※経費の節減等の具体的な方策について簡潔に提案してください。

- ・人件費の推移による公正な給与体系の見直し
- ・省エネによる管理経費の削減

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。（委託する場合はその委託先等）

- ・清掃は職員やボランティアで行っており、委託を行う計画はない。
- ・土地、建物とも市有であり補修は市が対応。軽微な補修については当法人で対応している。

④ 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理業務にかかる人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制について簡潔に提案してください。勤務体制については、勤務時間やローテーションの組み方等、わかりやすく提示してください。

- ・勤務は年末年始及び祝祭日を除き、月～金曜日が8:30～17:00、土曜日（第2土曜日を除く）は午前勤務（8:30～12:30）と午後勤務（12:30～17:00）に別れ、点字図書館職員と交代で勤務。

- ・盲人ホーム職員は1名で所長と指導員を兼務。延岡ライトハウス全体については館長が統括する。

※職員への指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・毎日、朝礼において「職場の教養」を朗読学習するほか、その日の事務報告、接遇など注意事項等の確認を行うとともに随時職員研修を実施。その他、全国視障協、九州視障協、宮崎県点訳・音訳協議会等の研修に参加させるなど職員の資質向上に努めており、自主研修についても奨励している。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

- ・該当なし

※緊急時、災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

- ・ライトハウス全体において、防災・防火訓練を年1回以上実施、災害時には連絡網により対応し、ボランティアにも協力を要請するとともに、隣接する「延岡市高齢者福祉協会」とも協力し合う。

※労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

- ・労働法令及び関係法令の遵守は、事業所における最も基本的かつ重要な事項であり、当法人が担う公益目的達成のための人材の育成や活用の面からも必要不可欠なものと考える。

(5) その他公の施設を管理するに当たり必要基準に関すること

- ・盲人ホーム指導員は、あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有し、かつ相当の経験を有するものであって、盲人の更生援護について理解と熱意を有するものでなければならない。
 - ・盲人ホームには、事務室又は盲人控室並びに待合室、施術室、施術設備、電話設備、便所、消火設備及び給排水設備を設けなければならない。
 - ・待合室及び施術室は、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行規則第25条の規定に適合するものでなければならない。
 - ・盲人ホームには、管理者、指導員をおかななければならない。
- (昭和37年 厚生省社会局長通知)

※当盲人ホーム職員(所長兼指導員)の経歴、資格取得状況

卒業
あんまマッサージ指圧師免許、きゅう師免許、はり師免許取得

卒業

(6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください)

特になし。

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

| | |
|--------|------|
| 施設名 | 該当なし |
| 所在地 | |
| 主な業務内容 | |
| 管理運営期間 | |

経歴・保有資格

1. 経歴

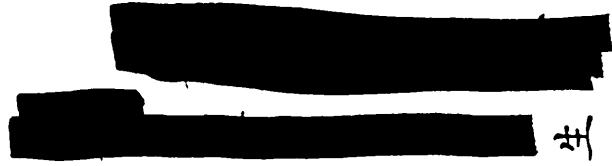
[Redacted]

2. 保有資格

- 昭和58年3月：あんまマッサージ指圧師免許、鍼師免許、灸師免許取得
- 平成14年9月：図書館司書資格取得
- 平成14年9月：社会福祉主事任用資格取得
- 平成20年3月：社会福祉士資格取得
- 平成20年3月：宮崎県点訳指導者（財団法人 宮崎県視覚障害者福祉協会認定）
- 平成21年12月：社会福祉士相談援助実習指導者（講習会受講終了）
- 平成22年：点字指導員資格認定（受講中）

免許証

本籍



生

凡摩之ツサ之指圧師はり
師、免許師等に関する
法律（昭和二十二年法律第
二百七号）に於り免許を
此に免許師であること
を証明する

昭和五十八年四月十二日

宮崎県知事 松形 祐基

免許証番号第 [redacted] 号

はり師免許証

本籍

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
生

あん摩マッサージ指圧師はり師きゆうり師等に関する法律（昭和二十二年法律第百十七号）により免許されたはり師であることを証明する

昭和五十八年四月十二日

宮崎県知事 松形 祐 堯
[Redacted]

免許証番号第 [Redacted] 号

あん摩マッサージ指圧師免許証

本籍地

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
生

あん摩マッサージ指圧師はり
師きゆう師等に関する
法律（昭和二十二年法律第
二百十七号）により免許を
れたあん摩マッサージ指圧
師であることを証明する

昭和五十八年四月十二日

宮崎県知事 松形祐堯
宮崎県知事印

免許証番号第 [Redacted] 号

延岡ライトハウスの管理運営に関する業務の収支予算書

(収入)

(単位:千円)

| 項目 | 金額 | | | 備考(積算根拠等) |
|-------|--------|--------|-------|-----------|
| | 全体金額 | 点字図書館 | 盲人ホーム | |
| 指定管理料 | 21,533 | 17,812 | 3,729 | |
| 雑収入 | 8 | | | 預金利息等 |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | 21,541 | 17,812 | 3,729 | |

| 項目 | 金額 | | | 備考(積算根拠等) |
|-------|--------|--------|-------|--|
| | 全体金額 | 点字図書館 | 盲人ホーム | |
| 人件費 | 18,888 | 15,159 | 3,729 | |
| 報償費 | 36 | 36 | 0 | 報償金(点訳講師料) |
| 旅費 | 263 | 263 | 0 | 会議・出張費 |
| 消耗品費 | 332 | 332 | 0 | 事務用品・郵送ケース等 |
| 燃料費 | 5 | 5 | 0 | 暖房用灯油等 |
| 光熱水費 | 400 | 400 | 0 | 電気・水道・ガス |
| 修繕費 | 100 | 100 | 0 | 器具の修理等 |
| 通信運搬費 | 400 | 400 | 0 | 切手・電話料・運送料・Wai いネット利用料金 |
| 手数料 | 150 | 150 | 0 | 消火設備点検・送金料 モップ交換 事業系ごみ廃棄物収集料金等 |
| 物品器具費 | 431 | 431 | 0 | デジタル録音機2台、ノートパソコン× 1台 |
| 図書購入費 | 120 | 120 | 0 | 原本・点字図書・点字毎日等 |
| 図書製作費 | 180 | 180 | 0 | テープ・CD-RW・コンピュータ点字 用紙 フラッシュメモリー |
| 賃借料 | 108 | 108 | 0 | 施設駐車場9,000円×12カ月分 |
| 負担金 | 127 | 127 | 0 | 日盲社協会費・点音協会費・全視情協 会費・九視情協会費・社会保険協会費 |
| 予備費 | 1 | 1 | 0 | |
| 計 | 21,541 | 17,812 | 3,729 | |

財団法人 延岡愛盲協会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 延岡愛盲協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮崎県延岡市山下町1丁目7番地の9に置く。

(目的)

第3条 この法人は、愛盲の精神に基づき、宮崎県北部地域における、視覚障害者の自立更生と生活の安定を図り、その社会活動を促進すると共に、総ての人と視覚障害者が平等の、住み良い社会をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 延岡ライトハウス点字図書館及び延岡ライトハウス盲人ホームの受託経営
- (2) 延岡ライトハウス更生訓練所及び延岡ライトハウス点字出版所の設置経営
- (3) 身体障害者居宅介護等事業
- (4) 視覚障害者によって構成された団体に対する助成
- (5) 視覚障害者の社会参加に関する調査研究及び啓発宣伝
- (6) 視覚障害者に対する慶弔救援及び協力者団体の表彰
- (7) 関係官公庁・諸団体との連絡及び協力
- (8) その他、この法人の目的達成のため必要な事業

第2章 役員及び職員

(役員 の 設置)

第5条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事は、5人以上10人以内とし、監事は2人とする。

3 理事のうち1人を理事長とし、1人を常務理事とする。

(役員 の 職務)

第6条 理事は、理事会を組織してこの法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、通常の業務を処理し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、民法第59条に掲げる職務を行なう。

(兼務 の 禁止)

第7条 理事と監事はこれを兼ねることが出来ない。

(役員 の 選任)

第8条 理事及び監事は、地域視覚障害者団体指導者及び学識経験者のうちから理事会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において選任する。

(役員 の 任期)

第9条 つぎの各号に掲げる役員 の 任期は、それぞれ当該各号に定める年数とする。

(1) 理事及び監事 2年

(2) 理事長及び常務理事 2年

2 補欠役員 の 任期は、前任者 の 残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

(役員 の 解任)

第10条 役員が役員としてふさわしくない行為をした時は、理事会において総理事の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

財団法人 延岡愛盲協会役員名簿

平成22年9月1日現在

| 役職 | 氏名 | 生年月日 | 就任年月日 | 在職期間 | 略歴 |
|------|------|------------|-------------|---------|-------------|
| 理事長 | 古本房子 | [REDACTED] | H7. 5. 30 | 15年 3ヶ月 | [REDACTED]長 |
| 常務理事 | 渡邊博史 | [REDACTED] | H22. 5. 28 | 3ヶ月 | [REDACTED] |
| 理事 | 萩原武雄 | [REDACTED] | S45. 10. 22 | 39年11ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 黒木美雄 | [REDACTED] | H5. 5. 7 | 17年 3ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 岡田 學 | [REDACTED] | H14. 10. 25 | 7年11ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 川越洋治 | [REDACTED] | H15. 5. 30 | 7年 3ヶ月 | [REDACTED] |

| | | | | | |
|----|--------|------------|-------------|---------|------------|
| 同 | 甲斐貞夫 | [REDACTED] | H16. 10. 25 | 5年11ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 鎌倉 孚 | [REDACTED] | H20. 5. 23 | 2年 3ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 猪之鼻 育夫 | [REDACTED] | H20. 10. 25 | 1年11ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 林田 孝 | [REDACTED] | H20. 10. 25 | 1年11ヶ月 | [REDACTED] |
| 監事 | 児玉悦生 | [REDACTED] | H5. 3. 26 | 17年 5ヶ月 | [REDACTED] |
| 同 | 夏田盛之 | [REDACTED] | H10. 10. 23 | 11年11ヶ月 | [REDACTED] |

財団法人 延岡愛盲協会

平成22年度事業計画書及び延岡ライトハウス点字図書館予算書

平成22年度 財団法人延岡愛盲協会 事業計画

I 安定、かつ適切な施設運営の実現に向けた取組

延岡ライトハウス（「点字図書館」「盲人ホーム」）の管理運営については、指定管理者である延岡愛盲協会（以下「本協会」という。）が延岡市との間で締結した基本協定による5年の期間が、平成23年3月31日で期限切れになるところから、引き続き、当該施設の指定が受けられるよう申請手続きを行います。

また、これに関して、指定管理者としての本協会の基本的な立場は、指定管理料の適切な執行を図りつつ、事業を円滑に実施していくことを念頭におきながら、一層の経営努力をしていくことが何よりも不可欠です。

一方、公益法人制度改革に伴い、本協会は一般法人又は公益法人のいずれに移行するかを選択し、平成25年11月末までに移行申請を行わなければならないことから、今年度から、移行申請に向けた作業に着手することにしております。

本年1月28日の臨時理事会では、法人形態については一般法人を目指す、又業務の困難性や特殊性を考慮し、コンサルタントの支援を求めることにしたところ です。

II 今年度の主な事業の取組

まず、点字図書館事業に関しては、本年4月から、「視覚障害者情報総合ネットワークシステム」の構築に向けた事業がスタートします。このネットワークシステムは、従来の「ないーぶネット」と「びぶりおネット」を統合し、「サピエ図書館」として新しく生まれ変わるほか、視覚障害者の暮らしに役立つ地域や生活情報を提供するなど、総合的な情報提供を目指すものです。特に、地域の福祉情報や防災情報、スーパー等の買い物情報などは、パソコンを利用できない視覚障害者へも提供していくことが必要ですので、当点字図書館としても、その変化に対応した役割が求められてくるものと考えます。

また、「デジタル録音図書等製作機器整備事業」として、本年2月に、全国視覚障害者情報提供施設協会から当点字図書館に対し、パソコンやDR-1等の機器が貸与されました。この事業の目的は、よりレベルの高い録音製作を行うことによって、利用者に充実したデジタル録音資料を提供するための機器整備であることを踏まえ、ひかりの会の皆さんともよく相談しながら、機器の有効活用を図っていきたいと考えております。

その他では、一昨年5月から毎月第3木曜日に開催している朗読鑑賞会や、昨年7月から開催しているDVD音声解説付き映画体験会は、利用者の方々に大変好評で、ずっと続けてほしい等の要望が多く寄せられております。今後とも、ひかりの会や延岡市視覚障害者福祉協会の皆さんとも連携しながら、利用者の方々に一層楽しんでもらえる催しにしていきたいと考えています。

次に、盲人ホーム事業については、当該施設を利用する視覚障害者に対し、あん摩・マッサージ指圧師等として必要な技術指導を行うとともに、医学関連の情報提供やその他の学術研修等必要な情報の提供など、利用者の自立更生に向けた指導を行います。

次に、更正訓練事業については、視覚障害者の多様なニーズに柔軟に対応するために、関係機関との連携を図りながら視覚障害者の就職や生活に関する相談業務、及び中途失明者に対する点字指導や更正施設の入所指導を行います。

次に、点字等出版事業については、延岡市との委託契約に基づく市民税や固定資産税の納税通知書及び介護保険料普通徴収通知書等の点字化業務、及び延岡市クリーンセンターの地区別ごみカレンダー等の点字版・録音版の製作、発送業務を受託します。

次に、移動支援事業については、今年度においても事務費を抑制していく必要があるところから、引き続き、人件費の節減に努めたいと考えております。

1. 点字図書館事業

1) 新しいサービスに対応するための取組

本年10月の本格稼働を目指している「サピエ図書館」は、これまでの点字データに加え、デイジー図書のダウンロードやストリーミングができるよ

うになるほか、テキストデジターという新しい形式もダウンロードして利用することができるようになります。また、地域情報や福祉情報等の情報を音声などで利用できるシステムも予定されています。

この新しいサービスに対応していくには、より専門的な知識を有する職員の育成が不可欠であることはもとより、利用者に対しては、パソコンの有無にかかわらず、最新の情報を随時提供していくことが必要になるものと考えております。

2) 貸与機器等の有効活用

貸与された機器のうち、パソコン3台については、2台をデジター図書編集用としてデジター室に、残り1台はダイレクト録音用として録音室に設置したところです。また、DR-1(10台)については、既存の9台と共に、デジタル録音専用機として音訳ボランティアへの貸出を予定しております。

今回、デジタル録音用の機器やソフトが大量に貸与されたことで、精度の高い録音図書の製作や充実した録音資料が提供できるのではないかと考えております。

3) デジタル録音専用機 DX-5U への入れ替え

DX-5は、録音媒体のMOが数年後に使用できなくなるために、昨年度から順次、DX-5をDX-5Uに入れ替えております。これは、デジタル録音機器の絶対数を確保していく上で、新規にDX-5Uを購入するよりかは、入れ替えによる方が安価となるためで、昨年度は、DX-5を9台から7台に、DX-5Uを18台から20台に入れ替えたところです。今年度は、DX-5を2台減らし、DX-5Uは2台増やす予定にしております。

4) LANDISK の新設

現在、個々に製作された音声データは、CDとカセットに変換し、保管用と貸出用とに分けて管理しておりますが、この方法では、変換に伴う作業が二重になる上に、保管場所の確保が容易ではないことから、保管用の音声データについてはLANDISKで管理したいと考えております。

であった低所得者や市町村税が非課税の障害者については、利用料負担を無料としましたが、地域や自治体によって格差が問題となっている地域生活支援事業については、国は是正するとはしているものの、どうなるかは今後の行方を見守るほかないようです。

いずれにしても、本協会としてはこれまで同様、「延岡市障がい者等移動支援事業実施要綱」に基づいて事業を実施していくこととなりますが、今年度も厳しい事業運営を強いられることには変わりはなく、引き続き、人件費の節減に努めたいと考えております。

今年度の活動方針は、

- ① 時宜を見ながら、利用登録者の増加を図るための啓発活動を実施する。
- ② サービスや技術を向上させるために、ガイドヘルパーの研修を定期的
実施する。
- ③ 引き続き、事務費の節減に努める。
などを重点におき、事業を実施していきます。

6. 団体助成

- 1) 視覚障害者団体の活動に対する助成
- 2) 盲人福祉大会等の参加者に対する助成
- 3) 視覚障害者の生きがいや健康づくり等を推進するための支援

7. 普及宣伝

- 1) インターネットのホームページ（延岡ライトハウス）を利用した、最新図書のご案内や各種事業の紹介
- 2) 本協会が運営主体となって行う事業推進のためのPR活動
- 3) 「のべおかふれあい福祉まつり」や「県北げんきげんきふれあいフェスタ」等に視覚障害者用の福祉機器を展示し、施設の紹介や機器の実体験を通して、延岡ライトハウスの理解を深める。

れるよう指導します。

② 患者に対する治療上の相談やその疾患に対応した適切な治療を行っているかなど、施術状況を観察しながら指導を実施します。

③ その他法律に基づく施術者としての義務、施術所に関する事項など、必要に応じて指導を実施します。

6) 「盲人施術施設近代化整備事業」制度の活用等に関する相談援助

① 必要に応じて制度の活用等に関する相談援助及び関係機関との連絡調整を行います。

7) その他

① 盲学校の就職又は進路（特に福祉担当）担当教諭との連絡・連携をとりながら、盲学校三療課程や卒業生の状況等を把握するとともに、必要に応じてホーム利用、あるいは今後の盲学校卒業生に対する援助のあり方について検討を行います。

② 資格取得等目的に応じた実習学生の受け入れ

3. 更生訓練事業

1) 中途失明者への点字指導及び視覚障害者用パソコンの技能指導

2) 歩行訓練士による歩行訓練指導

3) 就職や結婚、生活に関する相談業務

4) 盲導犬訓練所入所者に対する費用の助成

4. 点字等出版事業

1) 自治体との委託契約に基づく市民税や固定資産税の納税通知書及び介護保険料普通徴収通知書等の点字化業務、その他地区別ごみカレンダーやごみだしルールブックの点字版・録音版の製作、発送業務の受託

2) 視覚障害者団体関係の各種資料の製作

5. 移動支援事業

昨年9月に誕生した鳩山政権は、障害者自立支援法に代わる新法を制定し、4年間で応益負担から応能負担の制度に変えていく考えですが、具体的な法整備に向けた動きはこれからのようです。現時点で決まったことは、喫緊の課題

対し、テレフォンサービスによる図書情報の提供を行います。

③ 自館製作図書の増冊、増巻

「わかあゆだより」や朗読鑑賞会等を利用して、利用者からのリクエストを図書の増冊、増巻に反映させるとともに、その利用拡大につなげていきたいと考えております。

2. 盲人ホーム事業

1) 利用者に対し法律等遵守を指導

- ① 「あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師等に関する法律」の遵守
- ② 「延岡市盲人ホーム条例」、「延岡市盲人ホーム条例施行規則」の遵守
- ③ 「延岡ライトハウス盲人ホーム内部規定」の遵守 等

2) 利用者に対する医学関連の情報提供

- ① 施術上における患者とのコミュニケーションや、利用者自身の健康管理と家庭医学の知識として活用してもらうために、NHKテレビ「きょうの健康」のテキストから抜粋引用し、医学関連の必要な情報を利用者に提供します。
- ② 西洋医学を中心とした鍼灸治療・手技療法の知識を向上させるために、「新医学」より抜粋引用した医学関連の情報を利用者に提供します。
- ③ 「東洋医学研究」の学術研究論文やその他の医学・医療全般に関する情報を利用者に提供し、知識の向上に役立てます。

3) 学術研修会及び講習会等への参加

- ① 九州盲人会連合三療研修会やその他の研修会・講習会に出席し、得られた研修内容を、後日利用者に情報として提供します。

4) 施設内研修及び会議

- ① 定期的な「施術モニタリング」を計画し、あんま等の技術や利用者の個性・特性をモニタリングする研修を実施します。
- ② ミーティング等の会議を利用し、他の職員との連携に努めます。

5) 技術的指導の実施

- ① 「カルテ作成マニュアル」を用いて、引き続きカルテの作成が習慣づけら

5) 点訳ボランティア及び朗読ボランティアの養成

① 点訳ボランティアの養成

点訳ボランティアのレベルアップを目的として、今年度は、宮崎県点訳・音訳協議会会長の矢口貴子氏を講師に招き、パソコン点訳講習会及び点字講習会をそれぞれ3回実施する予定にしております。

② 音訳ボランティアの養成

デジター図書の製作に欠かせないデジタル録音機 (DX-5U、DR-1等) の操作技術を向上させるために、引き続き、延岡ひかりの会と連携しながら、技術面の指導を行っていきたいと考えております。また、将来、パソコンの編集ソフトを使って音声データをデジタル化し、CD(デジター)図書にするボランティアが必要になることを考え、その作業に必要な音訳ボランティアの養成を行っていきたいと思います。

6) 点訳奉仕員養成事業及び朗読奉仕員養成事業

① 点訳奉仕員養成事業

本年5月から翌年3月までの22回にわたり、点訳技術をはじめ校正やパソコン点訳の初歩的技術を習得するための講習会を実施します。このうち、昼の部(6回)と夜の部(6回)のパソコン点訳は、点訳ボランティアが講師となって指導を行う予定にしております。

② 朗読奉仕員養成事業

毎月第2水曜日と第4水曜日に、元NHKアナウンサーの宮澤信雄氏を講師に招いて朗読講習会を実施します。講習会を通じて、アクセントや発音、間の取り方など音声訳に欠かせない技術習得を目指します。

7) 図書利用の拡大について

① 点字図書館情報誌「わかあゆだより」の製作・発行

新刊案内や雑誌図書の紹介はもとより、福祉機器の紹介やより身近な暮らしの情報に至るまで、利用者の要望に添った情報提供を行っていきます。

② テレフォンサービスによる図書情報の提供

点字図書館ネットワーク(ないーぶネット)にアクセスできない利用者

平成22年度延岡ライトハウス収支予算書

収入

(単位:円)

| 科目 | 当初予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|------|------------|------------|-----------|-------|
| 市委託料 | 21,533,000 | 21,858,000 | △ 325,000 | |
| 雑収入 | 8,000 | 8,000 | 0 | 預金利息等 |
| 合計 | 21,541,000 | 21,866,000 | △ 325,000 | |

平成22年度延岡ライトハウス盲人ホーム及び延岡ライトハウス点字図書館管理運営委託事業収支予算書

| | 全 体 額 | 点字図書館 | 盲人ホーム | 備 考 |
|-----------|------------|------------|-----------|---|
| 給 料 | 10,873,000 | 8,769,000 | 2,104,000 | 点字図書館職員4名 盲人ホーム職員1名 |
| 期末勤勉手当 | 4,023,000 | 3,216,000 | 807,000 | 4.15月分 |
| 扶 養 手 当 | 756,000 | 528,000 | 228,000 | 点字図書館職員2名 盲人ホーム職員1名 |
| 管 理 職 手 当 | 240,000 | 240,000 | 0 | 館長分 |
| 通 勤 手 当 | 186,000 | 156,000 | 30,000 | 点字図書館職員4名 盲人ホーム職員1名 |
| 社 会 保 険 | 2,810,000 | 2,250,000 | 560,000 | 健康(介護)保険・厚生年金保険 |
| (人件費合計) | 18,888,000 | 15,159,000 | 3,729,000 | |
| 報 償 費 | 36,000 | 36,000 | | 報償金(講師料) |
| 旅 費 | 263,000 | 263,000 | | 会議・出張費 |
| 消 耗 品 | 332,000 | 332,000 | | 文具・トナーカートリッジ・郵送(CD)ケース・PCウイルス対策・パリュエーサポートソフト等 |
| 燃 料 費 | 5,000 | 5,000 | | 暖房用灯油等 |
| 光 熱 水 費 | 400,000 | 400,000 | | 電気・水道・ガス等 |
| 修 繕 費 | 100,000 | 100,000 | | 器具の修理等 |
| 通 信 運 搬 費 | 400,000 | 400,000 | | 郵便・電話料・運送料 Waiわいネット料金 |
| 手 数 料 | 150,000 | 150,000 | | 消火設備点検・送金料・モップ交換 事業系ごみ収集料金等 |
| 物 品 器 具 費 | 431,000 | 431,000 | | DX-5U(デジタル録音機器)×2台 LAN Disk×1台 |
| 図 書 購 入 費 | 120,000 | 120,000 | | 点字図書・原本・文芸春秋 点字毎日等 |
| 図 書 制 作 費 | 180,000 | 180,000 | | 録音テープ・録音CD-RW コンピュータ点字用紙(表紙) |
| 委 託 料 | 0 | 0 | | 管理システムソフト |
| 賃 借 料 | 108,000 | 108,000 | | 施設駐車場 |
| 負 担 金 | 127,000 | 127,000 | | 日盲社協会費・全視情協会費・点音協会費・九視情協会費・社会保険協会費 |
| (物件費合計) | 2,652,000 | 2,652,000 | | |
| 予 備 費 | 1,000 | 1,000 | | |
| (予備費合計) | 1,000 | 1,000 | | |
| 合 計 | 21,541,000 | 17,812,000 | 3,729,000 | |

財団法人 延岡愛盲協会

平成21年度事業報告書及び延岡ライトハウス点字図書館決算書

財 団 法 人 延 岡 愛 盲 協 会
平 成 2 1 年 度 事 業 報 告 書

1. 点字図書館事業(寄付行為4条1号)

① 蔵書の増冊・増巻

蔵書総数(平成22年3月31日現在)

○ 点字図書 2,065タイトル、7,114冊

(内自館製作 310タイトル、1,316冊)

○ 録音図書 4,395タイトル、9,311巻

(内自館製作 1,100タイトル、4,143巻)

【平成21年度受入別増加図書】

| 種 別 | 点字図書 | | 録音図書 | |
|-----------|-------|-----|-------|-----|
| | タイトル数 | 冊 数 | タイトル数 | 巻 数 |
| 自 館 製 作 | 5 | 19 | 86 | 317 |
| 購 入 | 3 | 15 | 0 | 0 |
| 厚生労働省委託 | 81 | 186 | 36 | 36 |
| 寄 贈 そ の 他 | 15 | 56 | 0 | 0 |
| 合 計 | 104 | 276 | 122 | 353 |

② 図書利用者の拡大

利用登録者数 (平成22年3月31日現在) 249人

(県内 198人、県外 51人)

【図書利用状況】

| 区 分 | 利用者数 | | 貸出数 | |
|---------|-------|-------|--------|--------|
| | 人 員 | 延べ人員 | タイトル数 | 冊(巻)数 |
| 点 字 図 書 | 122 | 191 | 349 | 795 |
| 録 音 図 書 | 1,583 | 3,933 | 11,405 | 18,431 |

③ 職員及びボランティアによる対面朗読

利用者数 延べ 42人

④ プライベートサービス

点 訳 8件、1,072ページ

音 訳 64件、325時間

⑤ 点訳・朗読ボランティアの養成講習会

- 点訳講習会 —— 毎月2回(昼の部 第1・第3土曜日)
毎月2回(夜の部 第2・第4水曜日)
それぞれ22回に亘り実施。

受講実人員 20人

平成21年度の認定者 6人

- 朗読講習会 —— 毎月2回(第2・第4水曜日)
計22回に亘り実施。

受講実人員 20人

平成21年度の認定者 14人

⑥ 点訳ボランティアに対する点訳養成講習会

6回実施 延べ 48人受講

⑦ 当館に所属する点訳者及び音訳者の数

平成22年3月31日現在:点訳者14人、音訳者65人、計79人

平成21年度に点訳及び録音された図書数

点 訳 —— 5タイトル、19冊

録 音 —— 86タイトル、317巻

2. 盲人ホーム事業(寄付行為4条1号)

① 施術所の利用状況

○ 利用登録者(視覚障害者) 20人

○ 常勤利用者 2人

○ 平成21年度の自立開業者 0人

② 患者に対する施術状況

○ 外来者の施術延べ 276人

○ 出張の施術延べ 0人

○ 外来・出張合計 276人

③ 技術指導の状況

患者の施術に際し、随時必要な指導を行なうとともに、ほぼ毎月3回の学術

研修を実施。

相談件数 24件、指導訓練 24件

3. 更生訓練所(寄付行為4条2号)

- ① 視覚障害者の点字学習指導を随時実施、受講者延べ22人。
- ② 視覚障害者用パソコン教室を開催、年間4回、受講者延4人。

4. 点字等出版(寄付行為4条2号)

- ① 「延岡市公文書点字化委託事業」:延べ398枚を製作。
- ② 「点字広報のべおか」:960部(第515号～第526号)を製作。
- ③ 声の広報のべおか(テープ版) :480巻(第433号～第444号)を製作。
- ④ 声の広報かどがわ(テープ版) :72巻を製作。
- ⑤ 「愛盲月報」:点字版1, 200部、テープ版480巻(第459号～第470号)を製作。
- ⑥ 「列車時刻表」:平成21年度版(点字版)80部を製作。
- ⑦ その他:視覚障害者団体の資料28件、1, 260部を製作。

5. 移動支援事業(寄付行為4条3号)

- ① 派遣対象登録者数 41人
- ② ガイドヘルパー登録者数 11人
- ③ 派遣の状況
 - 派遣を受けた者 33人
 - 派遣回数 2, 194回
 - 派遣時間数 10, 129時間

6. 法外援護(寄付行為4条6号)

- ① 祝い金・療養見舞金・慶弔金等支給 1件
- ② 盲導犬訓練助成 0件

7. 調査研究及び啓発宣伝(寄付行為4条5号)

- ① パソコン機器及びソフト類、音声読取機(スピーチオ、テルミー)、視覚障害者に必要な日常生活用具等の調査研究、資料の収集及び斡旋を行った。
- ② 愛盲月報・テレホンサービス等により愛盲事業に対する啓発宣伝を行った。

- ③ 九州保健福祉大学からの要請に基づき、社会福祉国家試験受験取得のための実習生2人を受け入れた(平成22年2月8日～3月12日まで)。
- ④ 延岡ライトハウス点字図書館情報誌「わかあゆだより」の発行
内容:館長、職員からのメッセージ、ミニ暮らし情報、新刊図書案内、雑誌図書の紹介、各種研修会の案内等
県北部の点字図書館利用者等約150人に年間4回配布した。
- ⑤ 延岡ライトハウス点字図書館ホームページを更新。
※最近では、「音声訳図書情報」をパソコンで聞くことができる。
- ⑥ 道路点検(道路改良等)
国土交通省、県土木事務所、市土木課と合同で実施した。(1回)

8. 団体助成(寄付行為 4条4号)

- ① 延岡市視覚障害者福祉協会の「定期総会」の支援
 - 日 時:平成21年4月26日(日)10時～15時
 - 場 所:延岡市社会福祉センター3階 大集会室 合計51人参加
延岡ライトハウス職員4人参加
- ② 第63回九州盲人福祉大会旅費助成(延岡市視覚障害者福祉協会)
 - 日 時:平成22年2月6日(土)～7日(日)
 - 場 所:長崎県長崎市 10名参加
- ③ その他、延岡市、門川町にある視覚障害者団体の諸活動に対し指導及び助成を行った。

9. 関係官公庁及び関係諸団体との協力(寄付行為 4条7号)

1) 延岡市及び延岡市社会福祉協議会等主催の諸会合行事への参加協力。

- ① 第16回「のべおかふれあい福祉まつり」の参加
 - 日 時:平成21年5月31日(日)
 - 場 所:延岡市市民体育館
「延岡ひかりの会」の協力を得て、会場に視覚障害者用福祉機器を展示し、点字や音訳の体験コーナーを設置するなど、視覚障害者と市民とがふれあう活動を行った。(職員全員参加)
- ② 平成21年度「延岡市人権セミナー」の参加
平成21年11月20日(金)～12月4日(金)の延べ3回実施

職員研修の一環として延べ5人参加。

- ③ 延岡市社会福祉協議会生活支援事業所「ぱれっと」の研修会等の参加
延べ3回参加

- ④ 公益法人制度改革に関する説明会(宮崎県総務部主催)

○ 日 時:平成21年9月25日(金)

○ 場 所:宮崎市第一宮銀ビル8階大会議室 1人参加

- ⑤ 「県北げんきげんきふれあいフェスタ」施設参加

○ 日 時:平成22年2月13日(土)

○ 場 所:延岡総合文化センター小ホール展示室

会場に視覚障害者用福祉機器を展示し、施設の紹介や機器の実体験を通じて、延岡ライトハウスのPRに努めた。

- ⑥ その他各種行事の準備実行委員会等へ出席。

2) 関係諸団体会議へ出席。

- ① 平成21年度第57回日盲社協全国盲人福祉施設大会

○ 日 時:6月25日～26日

○ 場 所:宮崎市、2人参加

- ② 第22回九州視覚障害者情報提供施設大会

○ 日 時:9月3日～4日

○ 場 所:大分市、2人参加

2. 処務の概要

1) 役員に関する事項

| 役職 | 氏名 | 就任年月日 | 任期 |
|------|--------|-------------|-------------------------|
| 理事長 | 古本房子 | H7. 5. 30 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 常務理事 | 鎌倉 孚 | H 20. 5. 23 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 理事 | 萩原武雄 | S45. 10. 22 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 黒木美雄 | H5. 5. 7 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 岡田 學 | H14. 10. 25 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 川越洋治 | H15. 5. 30 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 甲斐貞夫 | H16. 10. 25 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 猪之鼻 育夫 | H20. 10. 25 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 林田 孝 | H20. 10. 25 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 監事 | 児玉悦生 | H5. 3. 26 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |
| 同 | 夏田盛之 | H10. 10. 23 | H20. 10. 25~H22. 10. 24 |

2) 役員会などに関する事項

| 開催年月日 | 議 決 事 項 | 開催当日における理事の現在数及び議決権を行使した理事の数並びに議事の結果 |
|------------------|---|---|
| 平成 21 年 5 月 22 日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 延岡ライトハウス職員就業規則の一部改定について 2. 延岡ライトハウス職員給与規程の一部改定について 3. 延岡ライトハウス職員旅費規程の一部改定について 4. 延岡ライトハウス管理運営規程の一部改定について 5. 平成 20 年度延岡愛盲協会事業報告について 6. 平成 20 年度延岡愛盲協会本部会計収支決算について 7. 平成 20 年度延岡ライトハウス収支決算について 8. 平成 20 年度移動介護事業収支決算について 9. 平成 20 年度延岡市点訳奉仕員養成事業収支決算について 10. 平成 20 年度延岡市朗読奉仕員養成事業収支決算について | <p>理事総数 9人 出席理事 6人</p> <p>第 1 号議案から第 10 号議案まで全員一致をもって原案を承認した。</p> |
| 平成 22 年 1 月 28 日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新公益法人への移行申請に伴う業務を、コンサルタントに委託することについて 2. 延岡市の要望として <ol style="list-style-type: none"> ①延岡ライトハウス(「点字図書館」「盲人ホーム」)の休館日を定めている、市条例及び施行 | <p>理事総数 9人 出席理事 8人</p> <p>第 1 号議案から第 2 号議案まで全員一致をもって原案を承認した。</p> |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | <p>規則等の改定について</p> <p>②公務で出張する職員が視覚障害者である場合に、その公務出張を移動支援事業の対象とすることについて</p> | |
| <p>平成 22 年 3 月 26 日</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 延岡ライトハウス職員給与規程の一部改定について 2. 平成 21 年度延岡愛盲協会本部会計補正予算案について 3. 平成 21 年度延岡ライトハウス会計補正予算案について 4. 平成 21 年度移動支援事業会計補正予算案について 5. 平成 21 年度延岡市点訳奉仕員養成事業会計補正予算案 6. 平成 21 年度延岡市朗読奉仕員養成事業会計補正予算案 7. 平成 22 年度延岡愛盲協会事業計画案について 8. 平成 22 年度延岡愛盲協会本部会計収支予算案について 9. 平成 22 年度延岡ライトハウス会計収支予算案について 10. 平成 22 年度移動支援事業会計収支予算案について 11. 平成 22 年度延岡市点訳奉仕員事業会計収支予算案について 12. 平成 22 年度延岡市朗読奉仕員事業収支予算案について 13. 鎌倉理事の理事辞任届の扱い | <p>理事総数 9人 出席理事 7人</p> <p>第1号議案から第13号議案まで全員一致をもって原案を承認した。</p> |

財団法人 延岡愛盲協会
平成21年度延岡ライトハウス会計収支決算書

収入金額 21,558,405 円
支出総額 21,558,405 円
差引残額 0 円

収入

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|-----|------------|------------|----|-------------|
| 委託料 | 21,533,000 | 21,533,000 | 0 | |
| 雑収入 | 25,405 | 25,405 | 0 | 預金利息・ごみ袋代差額 |
| 合計 | 21,558,405 | 21,558,405 | 0 | |

会報育多國級 人員報告

建國婦女外語會及女工女農團體教育訓練

計 304,856.19 員會人員
 計 304,856.19 員會出支
 計 0 員會化費

| 發 行 | 結 算 | 財 政 預 算 | 財 政 實 績 | 備 註 |
|-----|-----|------------|------------|-----|
| 0 | | 000,000.00 | 000,000.00 | |
| 0 | | 004,856.19 | 004,856.19 | |
| 0 | | 004,856.19 | 004,856.19 | |

平成21年度延岡ライトハウス盲人ホーム及び延岡ライトハウス点字図書館管理運営委託事業会計決算書

(単位:円)

| | 全体額 | 点字図書館 | 盲人ホーム | 備考 |
|---------|------------|------------|-----------|--|
| 給料 | 10,845,000 | 8,751,600 | 2,093,400 | 点字図書館職員4名 盲人ホーム職員1名 |
| 期末勤勉手当 | 4,350,825 | 3,480,130 | 870,695 | 4.5カ月 |
| 扶養手当 | 756,000 | 528,000 | 228,000 | 点字図書館職員2名 盲人ホーム職員1名 |
| 管理職手当 | 240,000 | 240,000 | 0 | 館長分 |
| 通勤手当 | 186,000 | 156,000 | 30,000 | 点字図書館職員4名 盲人ホーム職員1名 |
| 社会保険料 | 2,631,005 | 2,160,248 | 470,757 | 健康(介護)保険・厚生年金保険等 |
| (人件費合計) | 19,008,830 | 15,315,978 | 3,692,852 | |
| 報償費 | 36,000 | 36,000 | 0 | 報償金(講師料) |
| 旅費 | 198,110 | 198,110 | 0 | 会議・出張費 |
| 消耗品費 | 657,670 | 657,670 | 0 | 文具・郵送ケース・ウイルス対策等 |
| 燃料費 | 3,140 | 3,140 | 0 | 暖房用灯油等 |
| 光熱水費 | 357,315 | 357,315 | 0 | 電気・水道・ガス |
| 修繕費 | 53,757 | 53,757 | 0 | 器具の修理等 |
| 通信運搬費 | 298,936 | 298,936 | 0 | 切手・電話料・運送料・Waiわいネット利用料金 |
| 手数料 | 218,705 | 218,705 | 0 | 消火設備点検・送金料 モップ交換 事業系ごみ廃棄物収集料金等 |
| 物品器具費 | 243,285 | 243,285 | 0 | DX-5U×2台、ノートパソコン×1台 |
| 図書購入費 | 100,155 | 100,155 | 0 | 原本・点字図書・点字毎日等 |
| 図書製作費 | 148,802 | 148,802 | 0 | テープ・CD-RW・コンピュータ点字 用紙 フラッシュメモリー |
| 委託料 | 0 | 0 | 0 | 管理ソフトシステム |
| 賃借料 | 108,000 | 108,000 | 0 | 施設駐車場9,000円×12カ月分 |
| 負担金 | 125,700 | 125,700 | 0 | 日盲社協会費・点音協会費・全視情協 会費・九視情協会費・社会保険協会費 |
| (物件費合計) | 2,549,575 | 2,549,575 | 0 | |
| 予備費 | 0 | 0 | 0 | |
| (予備費合計) | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 21,558,405 | 17,865,553 | 3,692,852 | |

(様式第4号)

年 月 日

延岡市長 首 藤 正 治 様

(申請団体)

所在地 延岡市山下町1丁目7番地9

団体名 財団法人愛盲協会

代表者名 理事長 古本 房子



誓 約 書

私(申請団体名)は、延岡ライトハウス盲人ホームの指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがいないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

榎峰生活改善センター指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

(1) 市民の平等な利用に関すること

このセンターは、「延岡市生活改善センター条例」に基づいて設置されたものであり、地域住民の生活改善、知識の向上及び共同意識の高揚を図り、住民自治意識の向上等が期待できるものである。

地域の各種コミュニティ活動の拠点としての活用はもちろんのこと、区の行事等にも積極的に利用されており、地区の地域活性化を図るうえで、大変重要な役割を担っている。

情報公開及び個人情報の保護については、市の基準を遵守し、事務従事者に対して必要な研修を行うなど、意識の徹底を図っており、また、管理運営上、知り得た個人情報については、厳重に管理・保存し、一定の期間が経過した後は適切な方法で廃棄している。

センターの管理運営を榎峰区の区長以下、役員によって行っているため、センターへの要望や苦情、利用者ニーズは的確に把握し、適切に対応している。

(2) 施設効用の発揮に関すること

センターは、地域における教育、文化及び産業の振興並びに福祉の向上を図ることとしているが、センター利用者のほとんどが、榎峰区の住民であることから、常に地域に根ざした施設運営を心がけ、開館時間や利用料金等についても、臨機応変に対応するなど、きめ細やかで柔軟な対応に努めている。

また、榎峰区は営利を目的としない自治会組織で、管理・運営に要する経費は、施設利用料及び榎峰区に加入する住民から徴収する区費によって全てを賄っており、指定管理料を必要としないなど、適正な収支状況となっている。

(3) 管理経費の削減に関すること

センターの管理運営事務は、榎峰区の役員が、区の業務と兼務する形であっており、人件費が必要ないため、管理運営に係る経費のほとんどが光熱水費となっている。

光熱水費を除く経費としては、備品や施設維持管理費を要するが、事務従事者がコスト意識を共通認識として持ち、建物の老朽化により修繕が必要な箇所についても、でき得る限り区で対応するなど、徹底した経費削減に取り組んでいる。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

センターの管理運営にあたっては、緊急時の連絡体制も確立されており、また、センターの管理運営に関わる者は、全て近隣に居住しているため、迅速な対応が可能となっている。防犯・防災対策や接遇、施設の管理等、センターを安定的に運営するための研修については、必要に応じて実施している状況にある。

(5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

(6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。)

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

| | |
|--------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 主な業務内容 | |
| 管理運営期間 | |

(様式第3号)

榎峰生活改善センターの管理運営に関する業務の収支予算書

(収入)

(単位:千円)


| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|-------|--------|--------------|
| 施設利用料 | 50,000 | 会議室、調理室の利用料 |
| 指定管理料 | 0 | |
| その他 | 10,000 | 区からの繰入金、利息など |
| | | |
| 計 | 60,000 | |

(支出)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|---------|--------|----------------|
| 人件費 | 0 | |
| 光熱水費 | 51,000 | 電気、ガス、水道、燃料 |
| 施設維持管理費 | 9,000 | 浄化槽維持管理費、修繕費など |
| 予備費 | 0 | |
| 計 | 60,000 | |

※収入、支出の項目については、参考ですので、必要に応じた項目を記入してください。

槇峰区役員

| 役職名 | 氏 名 |
|-----|---|
| 区 長 | 田 鹿 久 夫 |
| 会 計 |  |

平成22年度 事業計画

(榎 峠 区 公民館)

| 活動目標 及び 努力目標 | | 高齢者地区の為 交流を深める。 | |
|--------------------|------------|--------------------|------------------|
| 月 | 月 目 標 | 行 事 名 | 市公連等関連行事 (予定) |
| 4 | 山神祭 | 役員会 公民館掃除、花見会 | ・金婚者を寿ぐ会 (4/22) |
| 5 | 歓迎会 | 地区民の歓迎会 | ・市公連総会 (5/22) |
| 6 | 草刈作業 | 公民館掃除、 昼食会、草刈作業 | |
| 7 | 区民バレーボール大会 | 草刈作業 | |
| 8 | クリーン作戦 | 公民館掃除 | |
| 9 | 敬老会 | 公民館掃除 食事会 | |
| 10 | 健康体操 | ウォーキング大会 | |
| 11 | 昼食会 | 公民館掃除 | |
| 12 | 反省会 | 大掃除、 公民館 神社 掃除 | |
| 1 | 新年会 | 食事会 | ・市公連新春懇談会 (1/22) |
| 2 | 役員会 | 掃除 | |
| 3 | 総会 | 区民の送別会 | |

平成22年度 収支予算書

[収入の部]

(榎峰 公民館)

| 項 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 決 算 額 | 比 較 | | 説 明 |
|-----|----------------|----------------|-----|---|----------|
| | | | 増 | 減 | |
| 館 費 | 86,400 | 102,000 | | | @600×12戸 |
| 収益金 | | | | | |
| 使用料 | 27,000 | 48,500 | | | |
| 補助金 | 100,000 | 108,941 | | | |
| 寄付金 | 50,000 | 75,000 | | | |
| 繰越金 | 979,210 | 551,367 | | | |
| 雑収入 | 100 | 339,515 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 1,242,710 | 1,225,323 | | | |

[支出の部]

(公民館)

| 項 目 | 本 年 度 予 算 額 | 前 年 度 決 算 額 | 比 較 | | 説 明 |
|------------|----------------|----------------|-----|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 電気代 | 30,000 | 28,929 | | | |
| 外灯球代 | | | | | |
| 経費 | 50,000 | 37,387 | | | |
| リース代 | 2,000 | 1,650 | | | |
| ガス代 | 25,000 | 24,010 | | | |
| 公民館 分担金 | 4,500 | 4,500 | | | |
| 敬老会 | 50,000 | 54,540 | | | |
| 役員手当 | 55,000 | 55,000 | | | |
| 旅費 | 10,000 | 7,828 | | | |
| 昼食会 | | | | | |
| 雑費 | 40,000 | 32,269 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 266,500 | 246,113 | | | |

平成21年度 事業実績報告書

(植峰 公民館)

| 日 | 行 事 名 | 内 容 | 今後の課題 |
|----|---------------------|---------------------|-------|
| 4 | 班長会、公民館掃除、 山神社祭 | | |
| 5 | 歓迎会 | 美々畑小、 先生達が区民の為 | |
| 6 | 公民館掃除 | | |
| 7 | 桜区民バレーボール参加 | | |
| 8 | フリース作戦 公民館掃除 | 道路の缶やゴミひろ、 草刈り | |
| 9 | 敬老会 公民館掃除 | 食事会 | |
| 10 | 区民ウォーキング大会 | | |
| 11 | 公民館掃除 | | |
| 12 | 反省会、神社掃除、 公民館大掃除 | 各自料理を持ち寄り 反省会 | |
| 1 | 敬老者と小学生の交流 | 掃除、 おやつ作り | |
| 2 | 班長会 掃除 | | |
| 3 | 懇話会 区民送別会 | 食事をおかぞ、 学友の先生送別会 | |

(様式第4号)

平成22年9月3日

延岡市長 首藤正治 様

(申請団体)

所在地 延岡市北方町榎峰末 503 番地

団体名 榎峰区

代表者名 区長 田 鹿 久 夫 

誓 約 書

私(板下区)は、榎峰生活改善センターの指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがいないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

(様式第1号)

| | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 係 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 支所長 |
| 佐藤 浩 | | | | | | | | | |
| 印 | | | | | | | | | |

指定管理者指定申請書

22.9.3

平成22年9月3日

延岡市長 首藤正治 様

(申請者)

住 所 延岡市北方町川水流卯 1392 番地 1
 団 体 名 川水流区
 代表者氏名 区長 木 俵 義 勝



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|----------------------|
| 施設の名称 | 延岡市北方中部地区集落センター |
| 施設の所在地 | 延岡市北方町川水流卯 1392 番地 1 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあっては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

延岡市北方中部地区集落センター指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

(1) 市民の平等な利用に関すること

このセンターは、「延岡市北方中部地区集落センター条例」に基づいて設置されたものであり、地域の農林漁業の振興、知識の向上及び共同意識の高揚を図るとともに住民自治意識の向上等が期待できるものである。

地域の各種コミュニティ活動の拠点としての活用はもちろんのこと、行事等にも積極的に利用されており、地区の地域活性化を図るうえで、大変重要な役割を担っている。

情報公開及び個人情報の保護については、市の基準を遵守し、事務従事者に対して必要な研修を行うなど、意識の徹底を図っており、また、管理運営上、知り得た個人情報については、厳重に管理・保存し、一定の期間が経過した後は適切な方法で廃棄している。

センターの管理運営を川水流区の区長以下、役員によって行っているため、センターへの要望や苦情、利用者ニーズは的確に把握し、適切に対応している。

(2) 施設効用の発揮に関すること

センターは、地域における教育、文化及び産業の振興並びに福祉の向上を図ることとしているが、センター利用者のほとんどが、川水流区の住民であることから、常に地域に根ざした施設運営を心がけ、開館時間や利用料金等についても、臨機応変に対応するなど、きめ細やかで柔軟な対応に努めている。

また、川水流区は営利を目的としない自治会組織で、管理・運営に要する経費は、施設利用料及び川水流区に加入する住民から徴収する区費によって全てを賄っており、指定管理料を必要としないなど、適正な収支状況となっている。

(3) 管理経費の削減に関すること

センターの管理運営事務は、川水流区の役員が、区の業務と兼務する形であっており、人件費が必要ないため、管理運営に係る経費のほとんどが光熱水費となっている。

光熱水費を除く経費としては、消耗品費や通信運搬費、施設維持管理費を要するが、事務従事者がコスト意識を共通認識として持ち、建物の老朽化により修繕が必要な箇所についても、でき得る限り区で対応するなど、徹底した経費削減に取り組んでいる。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

センターの管理運営にあたっては、緊急時の連絡体制も確立されており、また、センターの管理運営に関わる者は、全て近隣に居住しているため、迅速な対応が可能となっている。防犯・防災対策や接遇、施設の管理等、センターを安定的に運営するための研修については、必要に応じて実施している状況にある。

(5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

(6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。)

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

| | |
|--------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 主な業務内容 | |
| 管理運営期間 | |

(様式第3号)

延岡市北方中部地区集落センターの管理運営に関する業務の収支予算書

(収入)

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|-------|---------|----------------|
| 施設利用料 | 20,000 | 会議室、調理室の利用料 |
| 指定管理料 | 0 | |
| その他 | 110,000 | 区費等からの繰入金、利息など |
| | | |
| 計 | 130,000 | |

(支出)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|---------|---------|------------|
| 人件費 | 0 | |
| 光熱水費 | 100,000 | 電気、ガス、上下水道 |
| 通信運搬費 | 19,000 | 電話料 |
| 消耗品費 | 1,000 | |
| 施設維持管理費 | 10,000 | |
| 計 | 130,000 | |

※収入、支出の項目については、参考ですので、必要に応じた項目を記入してください。

平成 22 年度 行 事 計 画 書 (案)

| 実 施 時 期 | 行 事 内 容 |
|---------|-------------------------|
| 4 月 | 川水流区役員会 |
| | 平成22年度事業申請地現地調査 |
| | 特別区費徴収(一部) |
| | 公民館駐車場の契約 |
| 5 月 | 川水流区役員研修旅行 |
| | 川水流区要望事項陳情(市・県) |
| 6 月 | |
| 7 月 | 市道等草刈りと川祭り |
| | 夏期営農座談会 |
| 8 月 | ロードクリーン作戦 |
| | 供養盆踊り大会 |
| 9 月 | 敬老会 |
| 10 月 | 千支の町元気人スポーツ大会 |
| 11 月 | 千支の町フェスティバル |
| 12 月 | |
| 1 月 | |
| 2 月 | 生涯学習推進大会 |
| | 特別区費徴収 |
| | 川水流区歩こう会 |
| 3 月 | 春期営農座談会 |
| | 川水流区次年度事業計画(案)・予算書(案)計画 |
| | 川水流区監査 |
| | 川水流区通常総会 |

平成 22 年度 一般会計予算書(案)

(収入)

(単位:円)

| 科 目 | 前年度予算額 | 本年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|-------|-----------|-----------|----------|--------------|
| 区 費 | 2,238,000 | 2,211,500 | ▲ 26,500 | 一般286戸、特別21戸 |
| 繰 越 金 | 112,018 | 30,986 | ▲ 81,032 | |
| 雑 収 入 | 137,982 | 173,014 | 35,032 | 各種助成金他 |
| 合 計 | 2,488,000 | 2,415,500 | ▲ 72,500 | |

※区費 一般区費 7,500円 特別区費 4,000円

(支出)

(単位:円)

| 科 目 | 前年度予算額 | 本年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|--------|-----------|-----------|----------|------------|
| 人 件 費 | 991,000 | 991,000 | 0 | 役員手当て |
| 運 営 費 | 420,000 | 400,000 | ▲ 20,000 | 水道光熱費、役員会他 |
| 体 育 費 | 100,000 | 70,000 | ▲ 30,000 | 歩こう会他 |
| 神社負担金 | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| 婦人会交付金 | 160,000 | 160,000 | 0 | |
| 子供会交付金 | 40,000 | 40,000 | 0 | |
| 高齢者クラブ | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 公民館負担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 祭 典 費 | 100,000 | 100,000 | 0 | 川祭り |
| 敬 老 会 | 420,000 | 420,000 | 0 | 敬老会費 |
| 施設維持費 | 40,000 | 30,000 | ▲ 10,000 | 神社施設保険料 |
| 予 備 費 | 17,000 | 4,500 | ▲ 12,500 | |
| 合 計 | 2,488,000 | 2,415,500 | ▲ 72,500 | |

平成21年度 事業経過報告

| 期 日 | 事 業 内 容 |
|--------|--|
| 3月30日 | 新旧役員引継ぎ |
| 4月1日 | ゴミ有料化スタート |
| 4月6日 | 川水流区内特別区該当事業所等挨拶(区長・副区長) |
| 4月13日 | 第1回連絡員協議会(区長会) |
| 4月19日 | 平成21年度事業申請現地調査(区長・副区長・書記・顧問:5人) |
| 4月30日 | 生産組合長会議. 五ヶ瀬川水流防災対策特定河川事業役員説明会 |
| 5月8日 | 延岡土木事務所・延岡市役所挨拶廻り(7人) |
| 5月16日 | 区役員研修旅行(大分別府方面) |
| 5月21日 | 平成21年度事業申請書提出 |
| 6月19日 | 新任館長研修会(社会教育センター) |
| 6月26日 | 要望書の説明(総合支所) |
| 7月5日 | 市道草刈り作業と川祭り |
| 7月8日 | 東九州自動車道・九州横断自動車道延岡線建設促進総決起大会(延岡文化センター) |
| 7月14日 | 宮崎県農民連盟延岡支部大会 |
| 7月17日 | 公民館長研修会(延岡) |
| 7月23日 | 水稻座談会. 延岡土木事務所県道整備促進合同現地調査 |
| 8月9日 | ロードクリーン作戦 |
| 8月15日 | 供養盆踊り |
| 9月21日 | 敬老会(川水流やな場) |
| 9月29日 | ゴミステーション研修会(区長・組長:北方コミュニティーセンター) |
| 10月14日 | 千支の町元気スポーツ祭 |
| 10月18日 | 川水流神社鳥居建替えの為の支障木の伐採(9人) |
| 10月28日 | 平成21年度町づくり懇談会 |
| 11月15日 | 千支の町フェスティバル |
| 11月19日 | 川水流神社鳥居建替え事業完了 |
| 12月6日 | 川水流神社鳥居建て替え事業完成祝い |
| 12月13日 | 川水流区生産組合会合 |
| 12月16日 | 川水流神社祭典(氏子) |
| 12月17日 | 宮崎県川水流区いきいき集落認定書交付式 |
| 12月25日 | 延岡市北方町区長会 |
| 1月10日 | 延岡市消防団第4支団消防出初式(北方文化センター駐車場) |
| 1月16日 | 宮崎県公民館大会(延岡文化センター) |
| 1月31日 | 川水流区生産組合会合 |
| 2月7日 | 山口原谷川草刈り作業 |
| 2月14日 | あるこう会 |
| 2月20日 | 生涯学習大会. 「いきいき集落」研修交流会(高千穂町) |
| 2月28日 | 第4回元気な千支の町教育フォーラム |
| 3月14日 | 平成21年度川水流区会計監査(区各会計・第3部消防団・氏子) |
| 3月21日 | 平成21年度川水流区通常総会 |

平成21年度 一般会計決算書

(収入)

(単位:円)

| 科 目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 増 減 | 備 考 |
|-------|-----------|-----------|----------|--------------|
| 区 費 | 2,238,000 | 2,207,500 | ▲ 30,500 | 一般285戸、特別22戸 |
| 繰 越 金 | 112,018 | 112,018 | 0 | |
| 雑 収 入 | 137,982 | 139,645 | 1,663 | 各種助成金他 |
| 合 計 | 2,488,000 | 2,459,163 | ▲ 28,837 | |

※区費 一般区費 7,500円 特別区費 4,000円

(支出)

(単位:円)

| 科 目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 増 減 | 備 考 |
|--------|-----------|-----------|----------|--------------|
| 人 件 費 | 991,000 | 991,000 | 0 | 役員手当て |
| 運 営 費 | 420,000 | 405,789 | ▲ 14,211 | 光熱費、役員会費他 |
| 体 育 費 | 100,000 | 88,973 | ▲ 11,027 | 元気スポーツ祭、歩こう会 |
| 神社負担金 | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| 婦人会交付金 | 160,000 | 160,000 | 0 | |
| 子供会交付金 | 40,000 | 40,000 | 0 | |
| 高齢者クラブ | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 公民館負担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 祭 典 費 | 100,000 | 98,932 | ▲ 1,068 | 川祭り |
| 敬 老 会 | 420,000 | 416,083 | ▲ 3,917 | 敬老会費 |
| 施設維持費 | 40,000 | 27,400 | ▲ 12,600 | 神社施設保険料 |
| 予 備 費 | 17,000 | 0 | ▲ 17,000 | |
| 合 計 | 2,488,000 | 2,428,177 | ▲ 59,823 | |

次年度繰越金 = 収入合計 - 支出合計 = 30,986 (円)

(様式第4号)

平成22年9月3日

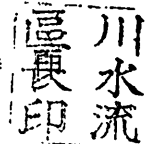
延岡市長 首藤正治 様

(申請団体)

所在地 延岡市北方町川水流卯 1392 番地 1

団体名 川水流区

代表者名 区長 木 俵 義 勝



誓 約 書

私(川水流区)は、延岡市北方中部地区集落センターの指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがいないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

川水流区役員

| 役員名 | 氏 名 |
|-------|------------|
| 区 長 | 木 俵 義 勝 |
| 区長代理 | [REDACTED] |
| 書 記 | [REDACTED] |
| 顧 問 | [REDACTED] |
| 顧 問 | [REDACTED] |
| 1 組長 | [REDACTED] |
| 2 組長 | [REDACTED] |
| 3 組長 | [REDACTED] |
| 4 組長 | [REDACTED] |
| 5 組長 | [REDACTED] |
| 6 組長 | [REDACTED] |
| 7 組長 | [REDACTED] |
| 8 組長 | [REDACTED] |
| 9 組長 | [REDACTED] |
| 10 組長 | [REDACTED] |
| 11 組長 | [REDACTED] |
| 12 組長 | [REDACTED] |
| 13 組長 | [REDACTED] |
| 14 組長 | [REDACTED] |
| 15 組長 | [REDACTED] |
| 監 査 | [REDACTED] |
| 監 査 | [REDACTED] |

(様式第1号)

| | | | | | | | | | |
|-----------|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 係 | 係長 | 主任 | 副主任 | 課長 | 課長 | 課長 | 課長 | 課長 | 支所長 |
| 佐藤 浩 印 | 印 | | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 |

指定管理者指定申請書

22.9.3

平成22年9月3日

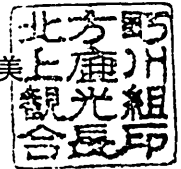
延岡市長 首藤正治 様

(申請者)

住所 延岡市北方町上鹿川申 986 番地 45

団体名 上鹿川観光組合

代表者名 組合長 岡田 克美



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の申請に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|----------------------|
| 施設の名称 | 延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場 |
| 施設の所在地 | 延岡市北方町上鹿川申 986 番地 45 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあっては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|--|
| (1) 市民の平等な利用に関すること |
| 市民の健康及び福祉の増進を図る上で重要な観光レクリエーション施設であることを充分理解するとともに、公の施設の指定管理者であることを念頭に置き、地域や近隣の実情に即した公正公平な運営に努めながら、コスト意識の徹底を図り経費の節減に取り組む。また、「延岡市森林総合利用策新施設鹿川キャンプ場条例」に基づき適正に使用料の徴収を行う。 情報公開及び個人情報保護については、市の基準を遵守し、事務従事者に対して必要な研修を行うなど、意識の徹底を図っており、また、管理運営上、知り得た個人情報については、厳重に管理保存し、一定の期間が経過した後には適切な方法で廃棄している。 |
| (2) 施設効用の発揮に関すること |
| 利用しやすい環境づくりに努めるとともに、必要に応じて使用許可申請時に使用目的等の丁寧な聞き取りなどを行い、公平・平等な利用ができるよう努める。森林景観をはじめ神楽や農林産物などの地域資源を一体化した自主事業(山開き、紅葉まつり、夜神楽等)を積極的に行う。施設や設備の利用方法について、類似施設の運営なども参考にしながら、柔軟な決め細やかな対応に努める。来場者の意見を聞くなど、利用者の満足度や要望の把握に努めており、可能な限り実現するよう努める。 |
| (3) 管理経費の削減に関すること |
| コスト意識の徹底を図り経費の節減に取り組むため、毎年度、経費の節減を図るための収支計画書を作成し、効率的な事業実施に努める。必要に応じて組合員の労務提供も視野に入れ事業を実施する。 |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関すること |
| 施設設置当初から今日までの管理運営のノウハウを活用することで、施設の効用を最大限に発揮させ、さらに経費節減を図りながら安定的に管理運営をしてきており、常勤の事務従事者を1名配置するとともに、夏季の繁忙期には他の組合員も受付等の接客業務にあたっている。緊急時の連絡体制は整備している。また、組合員による草刈りをはじめとする維持管理も多人数で行うことができる。浄化槽維持管理業務以外は第三者に行わせる管理業務は無い。研修については、必要に応じて実施している。 |
| (5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること |
| |
| (6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。) |
| |

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

| | |
|--------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 主な業務内容 | |
| 管理運営期間 | |

平成22年度 鹿川キャンプ場施設管理事業計画及び収支予算

1、事業内容

鹿川キャンプ場は夏場の避暑地として、またカスケード型の渓谷や鉾岳、大崩山登山と、リピーターの人気スポットである。本年度もキャンプ場において、利用者の安全を祈願して祈願祭を行った。秋には「紅葉まつり」を行い市内外の観光客をもてなす。

年間を通して鹿川キャンプ場周辺の景観整備・施設内の管理運営を行うものである。

○キャンプ場オープン 安全祈願祭(4月25日)

○紅葉まつり(11月7日)

○キャンプ場周辺整備作業

○その他、キャンプ場運営管理

2、収支予算書

(単位:千円)

| | | 金額 | 内 訳 | 備 考 | |
|---------------------|---------|-------|-------------------|-----|------|
| 項 目 | 市からの管理料 | 1,429 | | | |
| | 利 用 料 金 | 1,000 | | | |
| 収 入 合 計 | | 2,429 | | | |
| 項 目 | 人 件 費 | 954 | 管理人賃金 | 684 | |
| | | | 草刈賃金 9,000円×30人 | 270 | |
| | 事 務 費 | 56 | 消耗品費 | 56 | |
| | 事 業 費 | 230 | イベント経費・広告料 | 230 | |
| | 管 理 費 | 1,189 | ・浄化槽点検 | 240 | |
| | | | 保守点検 | 231 | 50人槽 |
| | | | 法定点検 | 9 | |
| | | | ・電気料 | 335 | |
| | | | 管理棟他2棟 9,000円×12月 | 108 | |
| | | | ケビン2,000円×12月×5棟 | 120 | |
| | | | 水道施設電気 6,000円×12月 | 72 | |
| | | | 浄化槽電気代 | 35 | |
| ・プロパン 1,250円×6棟×12月 | | | 90 | | |
| ・電話代 | | | 55 | | |
| ・水道点検 | 247 | | | | |
| 水質検査 | 190 | | | | |
| 維持管理費 | 57 | | | | |
| ・水道管理委託 | 150 | | | | |
| ・テレビ受信料 | 72 | | | | |
| ケーブルテレビ | 55 | | | | |
| NHKカラー受信料 | 17 | | | | |
| 支 出 合 計 | | 2,429 | | | |

上鹿川森林総合利用施設管理組合規約
(上鹿川観光組合)

(目的)

第1条 この組合は、上鹿川地区内に居住する区民が上鹿川森林総合利用施設を町より管理委託を受け、施設の管理運営をはかるため上鹿川観光組合を結成し、当地区の林業総生産の増大と組合員の所得の向上をはかることを目的とする。

(事務所)

第2条 本組合の事務所は北方町上鹿川に置く。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町から委託を受けた施設の管理運営
- (2) 農林水産物等の販売
- (3) その他目的達成に必要なこと

(組織及び権利義務)

第4条 本組合は、上鹿川地区内に居住する森林保育者で組織し、加入脱退については総会の承認を必要とする。

- 2 町から委託を受けた施設に対する権利義務は平等とする。但し、組合脱退にあたっては無償無条件で放棄するものとする。

(役職員)

第5条 本組合に組合長、副組合長、書記会計を各1名を置く。役職員は総会において選出する。

(運営)

第6条 この規約に基づく運営は、組合長が統括し規約に定めるもののほかは総会の決議によるものとする。

(総会)

第7条 通常総会は毎年4月に開催し、事業計画、予算決算の審議を行うものとする。

(施設の管理及び使用料)

第8条 本組合では町から委託された施設の管理については、町と本組合の契約条項による使用料は、次のとおり定める料金を利用者から徴収し管理費に充てるものとする。

1, 施設

| 施設 | 利用料金 | |
|----------|--------|--------------|
| バンガロー | 1棟につき | 9,000円 |
| 休憩室 | 高校生以上 | 1人につき 1,000円 |
| | 小・中学校 | 1人につき 400円 |
| テント場 | 1区画につき | 1,000円 |
| タープ場 | 1区画につき | 500円 |
| オートキャンプ場 | 1区画につき | 1,000円 |
| 駐車場 | 1台につき | 200円 |

2. 器具

| 名称 | 利用料金 | |
|------|-------|------|
| テント | 1張につき | 300円 |
| 毛布 | 1枚につき | 150円 |
| 炊事用具 | 1個につき | 200円 |

(規約の改正)

第9条 本組規約は、組合員の3分の2以上の賛同がなければ改廃することができない。

附 則

この規約は昭和52年4月1日から実施する。

上鹿川観光組合

平成22年度役員

組合長 岡田克美

副組合長

書記会計

理事

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

平成22年度 鹿川キャンプ場施設管理事業計画及び収支予算

1、事業内容

鹿川キャンプ場は夏場の避暑地として、またカスケード型の渓谷や鉾岳、大崩山登山と、リピーターの人気スポットである。本年度もキャンプ場において、利用者の安全を祈願して祈願祭を行った。秋には「紅葉まつり」を行い市内外の観光客をもてなす。

年間を通して鹿川キャンプ場周辺の景観整備・施設内の管理運営を行うものである。

○キャンプ場オープン 安全祈願祭(4月25日)

○紅葉まつり(11月7日)

○キャンプ場周辺整備作業

○その他、キャンプ場運営管理

2、収支予算書

(単位:千円)

| | | 金額 | 内 訳 | 備考 | |
|---------------------|---------|-------|-------------------|-----|------|
| 項目 | 市からの管理料 | 1,429 | | | |
| | 利用料金 | 1,000 | | | |
| 収入合計 | | 2,429 | | | |
| 項目 | 人件費 | 954 | 管理人賃金 | 684 | |
| | | | 草刈賃金 9,000円×30人 | 270 | |
| | 事務費 | 56 | 消耗品費 | 56 | |
| | 事業費 | 230 | イベント経費・広告料 | 230 | |
| | 管理費 | 1,189 | ・浄化槽点検 | 240 | |
| | | | 保守点検 | 231 | 50人槽 |
| | | | 法定点検 | 9 | |
| | | | ・電気料 | 335 | |
| | | | 管理棟他2棟 9,000円×12月 | 108 | |
| | | | ケビン2,000円×12月×5棟 | 120 | |
| | | | 水道施設電気 6,000円×12月 | 72 | |
| | | | 浄化槽電気代 | 35 | |
| ・プロパン 1,250円×6棟×12月 | | | 90 | | |
| ・電話代 | | | 55 | | |
| ・水道点検 | 247 | | | | |
| 水質検査 | 190 | | | | |
| 維持管理費 | 57 | | | | |
| ・水道管理委託 | 150 | | | | |
| ・テレビ受信料 | 72 | | | | |
| ケーブルテレビ | 55 | | | | |
| NHKカラー受信料 | 17 | | | | |
| 支出合計 | | 2,429 | | | |

(様式第4号)

平成22年9月3日

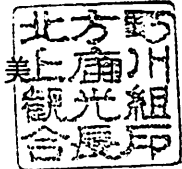
延岡市長 首藤正治 様

(申請団体)

所在地 延岡市北方町上鹿川申 986 番地 45

団体名 上鹿川観光組合

代表者名 組合長 岡田 克美



誓 約 書

私(上鹿川観光組合)は、延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場の指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがいないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。



(様式第1号)

| 課 員 | 健康介護保険課長 | 福祉係長 | 課長補佐 | 課 長 |
|-----|----------|------|------|-----|
| | | | | |

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

平成22年9月10日

延岡市長 様

(申請者)

住 所 宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

団体名 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

代表者氏名 会 長 坂 本 純 一



次の公の施設について、指定管理者としての指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

| | |
|--------|---------------|
| 施設の名称 | 延岡市北方健康福祉センター |
| 施設の所在地 | 延岡市川水流卯1420番地 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあっては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡市北方健康福祉センター指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|--|
| <p>(1) 市民の平等な利用に関すること</p> <p>※健康福祉センターが、地域住民及び高齢者や障がい者等、生きがい活動や福祉活動を推進するための管理運営を行っていく。</p> <p>※公の施設であるため、特定の団体等に有利あるいは不利になるような運営はおこなわないようにし、常に公平な運営を行う。また、利用については、申請書の提出順とする。</p> <p>※個人情報保護に関する書類の管理をしっかり行い、利用者名簿等は、健康福祉センターの管理運営のための目的のみに使用する。</p> <p>※常に公正な立場でトラブル防止に努め、トラブル発生時には、迅速に対応し、関係者と十分協議しながら解決にあたる。</p> |
| <p>(2) 施設利用の発進に関すること</p> <p>※地域住民が、福祉等の向上に積極的に参加協力する拠点となるような円滑な運営管理をすることを目的とする。</p> <p>※高齢者クラブ、保育園、各福祉団体等と利用があるが、築16年が経過しており健康福祉センターの老朽化が進み、改修する箇所が増えてきている。また、利用者数が増加するよう今以上に利用しやすい健康福祉センターにする必要がある。</p> <p>※利用者が健康福祉センターを満足して使ってもらえるよう。随時急を要する部分から改修を行っていく。</p> <p>※利用者の意見等を聞くため意見箱やアンケート作成し回答してもらい、利用しやすい健康福祉センターとする。</p> <p>※利用者の要望に合わせて、開館時間の見直しを行う。</p> <p>※定期的に利用する団体を増やすことで利用料の増収に繋げ、安定したセンターの管理運営を行う。</p> |
| <p>(3) 管理経費の削減に関すること</p> <p>※水道光熱費の節約に努め、センター管理を職員で行い、清掃及びセンター周辺の植栽管理等可能な範囲で職員が対応する。</p> <p>※浄化槽の維持管理や消防設備点検など法定点検が必要な場合のみ、業務委託をする。</p> <p>消防設備点検（中村防災）・一般廃棄物収集（第一環境管理）・センター警備（企業警備保障）</p> |
| <p>(4) 安定的な施設の管理運営に関すること</p> <p>※センターの管理業務にかかる人員体制は2人とし、勤務時間は午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>※職員に対しては、随時必要に応じて研修を行い、指導育成を行う。</p> <p>※利用団体に対しては、職員が研修を受けた後指導を行い、センター利用の文書等を作成して周知を図る。</p> <p>※緊急連絡網を配備し、常に連絡体制を整え、対応に備える。また、年2回の消防設備点検、避難訓練等を行い災害時に備えている。</p> |

※健康福祉センターの管理にあたっては、地方自治法及び延岡市北方健康福祉センター条例、施行規則を遵守する。

5) その他施設の管理に必要事項を定めることとする。

6) その他組織体制に必要事項を定めることとする。

社会福祉法人延岡市社会福祉協議会

定 款

経 過

- 昭和 42 年 3 月 28 日法人設立認可
- 昭和 42 年 4 月 1 日設立登記
- 昭和 54 年 5 月 19 日一部改正認可
(保育園 家奉追加 理事 11 評議員 32)
- 昭和 61 年 7 月 15 日一部改正認可
(福祉センター設置準則改正 理事 12)
- 昭和 63 年 3 月 25 日一部改正認可
(保育園分離 認可省庁宮崎県知事)
- 平成 5 年 7 月 19 日一部改正認可
(評議員 37)
- 平成 8 年 7 月 31 日一部改正認可
(評議員 38)
- 平成 9 年 9 月 19 日一部改正認可
(評議員 39)
- 平成 11 年 3 月 31 日一部改正認可
(理事 15 建物)
- 平成 12 年 9 月 8 日 一部改正認可
(資産)
- 平成 13 年 3 月 14 日一部改正認可
(理事 16 事業)
- 平成 15 年 6 月 13 日一部改正認可
(事業変更)
- 平成 17 年 11 月 11 日一部改正認可
(事業変更 理事 22 評議員 51)
- 平成 18 年 3 月 16 日一部改正認可
(事務所の所在地)
- 平成 19 年 2 月 19 日一部改正認可
(事業変更 理事数 16 評議員数 33 資産)
- 平成 20 年 5 月 2 日一部改正認可
(事業変更)
- 平成 21 年 5 月 8 日一部改正認可
(事業廃止)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、延岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 訪問介護事業
- (8) 障害者自立支援等事業
- (9) 居宅介護支援事業
- (10) 通所介護事業
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 障害者生活支援事業所「ぱれっと」
- (13) ボランティア活動の振興
- (14) ボランティアセンターの管理運営
- (15) 市民助け合い生活資金貸付事業
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 心配ごと相談事業
- (18) 延岡市社会福祉センターの設置経営
- (19) 日常生活自立支援事業「あんしんサポートセンターのべおか」
- (20) 指定管理者制度受託事業
- (21) 東館の管理運営
- (22) その他法人の目的達成のための必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を宮崎県延岡市北方町川水流卯1420番地、宮崎県延岡市北浦町古江2433番地1、宮崎県延岡市北川町川内名7226番地4に置く。

第2章 役 員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 16人
- (2) 監事 2人

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事の内に3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長 副会長 常務理事 事業担当理事の選任及び法人の代表権)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び宮崎県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第3章 顧問

(顧問)

第14条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

第15条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、33名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選任した評議員2人は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

第16条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超

えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 員

(会 員)

第19条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名を置くほか職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 480万円

(2) 建物

①宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4所在 鉄筋コンクリート造3階建
延岡市社会福祉センター 1,697.25㎡

②宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4所在 鉄筋コンクリート造2階建
延岡市社会福祉センター倉庫 80㎡

(3) 土地

宮崎県延岡市三ツ瀬町2丁目7番地9

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに延岡市広報紙及び地元新聞、並びにこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長3名、常務理事1名及び事業担当理事1名を置き理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を統轄し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 常務理事は、会計の業務を統轄し、この業務についてこの法人を代表する。

5 事業担当理事は、第2条の訪問介護事業、障害者自立支援等事業、居宅介護支援事業、通所介護事業及び地域包括支援センターの業務を統轄し、この事業についてこの法人を代表する。なお、事業担当理事は、常務理事が兼務することができる。

6 会長、副会長、常務理事及び事業担当理事に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

7 会長個人及び事業担当理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項及び第5項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長及び事業担当理事の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 常務理事は、前条第4項の業務のほか、会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事及び事業担当理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれに類するほかの職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。また軽易な業務でない事項について、特別の事由により会長が専決する場合は、直近の理事会において承認を得るものとする。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示したものは、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任された理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|--------|
| 理 事 | 津谷 栄 |
| 〃 | 木戸 貞太 |
| 〃 | 柳田 宏明 |
| 〃 | 大崎 岩市 |
| 〃 | 差波 荒太郎 |
| 〃 | 牧野 延義 |
| 〃 | 神崎 フミ |
| 〃 | 年森 登奈子 |
| 監 事 | 坂元 徳常 |
| 〃 | 宮本 只四郎 |

付 則

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。ただし第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 22 条第 2 項第 1 号については、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。第 6 条第 1 項及び第 15 条第 2 項により追加選任した理事、評議員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、定款第 2 条・5 条・7 条 12 条については、平成 18 年 10 月 27 日より施行する。

付 則

この定款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成21年度延岡市北方健康福祉センター管理運営事業収支決算書

収入

(単位:円)

| 科目 | 当初予算額 | 決算額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|----|
| 受託金収入 | 3,784,000 | 3,448,000 | |
| | | | |
| 合計 | 3,784,000 | 3,448,000 | |

支出

(単位:円)

| 科目 | 当初予算額 | 決算額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 消耗品費 | 100,000 | 122,716 | 新聞代、トイレトーパー代、蛍光灯等 |
| 水道光熱費 | 1,122,000 | 991,195 | 水道光熱費(別紙明細参照) |
| 修繕費 | 1,751,000 | 1,439,725 | 高圧設備改修工事(1,291,500)、エアコン修繕等 |
| 通信運搬費 | 65,000 | 30,681 | 電話代(別紙明細参照) |
| 委託費 | 210,000 | 261,439 | 廃棄物収集等(別紙明細参照) |
| 保守費 | 144,000 | 155,904 | 消防設備保守点検等(別紙明細参照) |
| 手数料 | 10,000 | 5,985 | 振込み手数料 |
| 賃借料 | 382,000 | 378,679 | 電話機リース料、マットリース料 |
| 租税公課 | 0 | 2,556 | 収入印紙代 |
| 雑費 | 0 | 59,120 | NHK受信料、センター使用許可申請書 |
| 合計 | 3,784,000 | 3,448,000 | |

延岡市長 首藤 正治 様

以上のおとり決算報告をします。

当初予算額 3,784,000 - 決算額 3,448,000 = 336,000円

差額 336,000円に関しては、戻入させていただきます。

平成 年 月 日

延岡市社会福祉協議会

会長 坂本 純





| 課 員 | 健康保険係長 | 福祉係長 | 課長補佐 | 課 長 |
|-----|--------|------|------|-----|
| | | | | |

(様式第1号)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

平成22年9月10日

延岡市長 様

(申請者)

住 所 宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

団体名 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

代表者氏名 会 長 坂 本 純 一



次の公の施設について、指定管理者としての指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

| | |
|--------|-----------------|
| 施設の名称 | 延岡市北方デイサービスセンター |
| 施設の所在地 | 延岡市川水流卯1420番地 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあつては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡市北方デイサービスセンター指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|--|
| (1) 市民の権利・利用に関すること |
| ※北方デイサービスセンターが、利用者（高齢者）にとって安全に利用ができるよう管理運営を行っていく。 ※公の施設であるため、常に公平なセンター運営を行う。 ※個人情報保護に関する書類の管理をしっかりと行い、利用者名簿等は、デイサービス運営のための目的のみに使用する。 ※常に公正な立場でトラブル防止に努め、トラブル発生時には、迅速に対応し、関係者と十分協議しながら解決にあたる。 |
| (2) 施設利用の促進に関すること |
| ※デイサービスセンターを利用することにより、他者との交流を図りながら身体機能の低下防止、社会的孤立感の解消に努め、楽しみのある生活が送れるように援助していく。また、家族の身体及び精神的な負担の軽減を図る。 ※築16年が経過しておりセンター内外の老朽化が進み、改修する箇所が増えてきている。また、利用者数が増加するよう今以上に利用しやすいデイサービスセンターにする必要がある。 ※利用者が満足して使ってもらえるよう。随時急を要する部分から改修を行っていく。 ※利用者の意見等を聞き、利用しやすいデイサービスセンターとする |
| (3) 管理運営の削減に関すること |
| ※水道光熱費の節約に努め、センター管理を職員で行い、清掃及びセンター周辺の植栽管理等可能な範囲で職員が対応する。 ※浄化槽の維持管理や消防設備点検など法定点検が必要な場合のみ、業務委託をする。 消防設備点検（中村防災）・一般廃棄物収集（第一環境管理）・センター警備（企業警備保障） |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関すること |
| ※センターの管理業務にかかる人員体制は2人とし、勤務時間は午前8時30分から午後5時までとする。 ※職員に対しては、随時必要に応じて研修を行い、指導育成を行う。 ※利用者に対しては、職員が研修を受けた後指導を行う。 ※緊急連絡網を配備し、常に連絡体制を整え、対応に備える。また、年2回の消防設備点検、避難訓練等を行い災害時に備えている。 ※北方デイサービスセンターの管理にあたっては、老人福祉法、介護保険法及び延岡市北方デイサービスセンター条例、施行規則を遵守する。 |
| (5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること |
| |

社会福祉法人延岡市社会福祉協議会

定 款

経 過

- 昭和 42 年 3 月 28 日法人設立認可
- 昭和 42 年 4 月 1 日設立登記
- 昭和 54 年 5 月 19 日一部改正認可
(保育園 家奉追加 理事 11 評議員 32)
- 昭和 61 年 7 月 15 日一部改正認可
(福祉センター設置準則改正 理事 12)
- 昭和 63 年 3 月 25 日一部改正認可
(保育園分離 認可省庁宮崎県知事)
- 平成 5 年 7 月 19 日一部改正認可
(評議員 37)
- 平成 8 年 7 月 31 日一部改正認可
(評議員 38)
- 平成 9 年 9 月 19 日一部改正認可
(評議員 39)
- 平成 11 年 3 月 31 日一部改正認可
(理事 15 建物)
- 平成 12 年 9 月 8 日 一部改正認可
(資産)
- 平成 13 年 3 月 14 日一部改正認可
(理事 16 事業)
- 平成 15 年 6 月 13 日一部改正認可
(事業変更)
- 平成 17 年 11 月 11 日一部改正認可
(事業変更 理事 22 評議員 51)
- 平成 18 年 3 月 16 日一部改正認可
(事務所の所在地)
- 平成 19 年 2 月 19 日一部改正認可
(事業変更 理事数 16 評議員数 33 資産)
- 平成 20 年 5 月 2 日一部改正認可
(事業変更)
- 平成 21 年 5 月 8 日一部改正認可
(事業廃止)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という)は、延岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 訪問介護事業
- (8) 障害者自立支援等事業
- (9) 居宅介護支援事業
- (10) 通所介護事業
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 障害者生活支援事業所「ぱれっと」
- (13) ボランティア活動の振興
- (14) ボランティアセンターの管理運営
- (15) 市民助け合い生活資金貸付事業
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 心配ごと相談事業
- (18) 延岡市社会福祉センターの設置経営
- (19) 日常生活自立支援事業「あんしんサポートセンターのべおか」
- (20) 指定管理者制度受託事業
- (21) 東館の管理運営
- (22) その他法人の目的達成のための必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を宮崎県延岡市北方町川水流卯1420番地、宮崎県延岡市北浦町古江2433番地1、宮崎県延岡市北川町川内名7226番地4に置く。

第2章 役 員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 16人
- (2) 監事 2人

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事の内に3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長 副会長 常務理事 事業担当理事の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長3名、常務理事1名及び事業担当理事1名を置き理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を統轄し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 常務理事は、会計の業務を統轄し、この業務についてこの法人を代表する。

5 事業担当理事は、第2条の訪問介護事業、障害者自立支援等事業、居宅介護支援事業、通所介護事業及び地域包括支援センターの業務を統轄し、この事業についてこの法人を代表する。なお、事業担当理事は、常務理事が兼務することができる。

6 会長、副会長、常務理事及び事業担当理事に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

7 会長個人及び事業担当理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項及び第5項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長及び事業担当理事の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 常務理事は、前条第4項の業務のほか、会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事及び事業担当理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれに類するほかの職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。また軽易な業務でない事項について、特別の事由により会長が専決する場合は、直近の理事会において承認を得るものとする。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示したものは、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任された理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び宮崎県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第3章 顧問

(顧問)

- 第14条 この法人に顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
 - 4 任期については、役員の任期に準ずる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

- 第15条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、33名の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会に議長を置く。
 - 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
 - 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 議長及び評議員会において選任した評議員2人は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第16条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超

えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 員

(会 員)

第19条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名を置くほか職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 480万円

(2) 建物

①宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4所在 鉄筋コンクリート造3階建
延岡市社会福祉センター 1,697.25㎡

②宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4所在 鉄筋コンクリート造2階建
延岡市社会福祉センター倉庫 80㎡

(3) 土地

宮崎県延岡市三ツ瀬町2丁目7番地9

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに延岡市広報紙及び地元新聞、並びにこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|--------|
| 理 事 | 津谷 栄 |
| 〃 | 木戸 貞太 |
| 〃 | 柳田 宏明 |
| 〃 | 大崎 岩市 |
| 〃 | 差波 荒太郎 |
| 〃 | 牧野 延義 |
| 〃 | 神崎 フミ |
| 〃 | 年森 登奈子 |
| 監 事 | 坂元 徳常 |
| 〃 | 宮本 只四郎 |

付 則

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。ただし第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 22 条第 2 項第 1 号については、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。第 6 条第 1 項及び第 15 条第 2 項により追加選任した理事、評議員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、定款第 2 条・5 条・7 条 12 条については、平成 18 年 10 月 27 日より施行する。

付 則

この定款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



(様式第1号)

| 課 員 | 保健介護保険係長 | 福祉係長 | 課長補佐 | 課 長 |
|-----|----------|------|------|-----|
| | | | | |

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

平成22年9月10日

延岡市長 様

(申請者)

住 所 宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

団体名 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

代表者氏名 会 長 坂 本 純 一



次の公の施設について、指定管理者としての指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

| | |
|--------|------------------|
| 施設の名称 | 延岡市曾木デイサービスセンター |
| 施設の所在地 | 延岡市北方町曾木子1767番地5 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあつては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第 2 号)

延岡市曾木デイサービスセンター指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|---|
| (1) 市民の公平な利用に関すること |
| ※曾木デイサービスセンターが、利用者（高齢者）にとって安全に利用ができるよう管理運営を行っていく。 ※公の施設であるため、常に公平なセンター運営を行う。 ※個人情報保護に関する書類の管理をしっかり行い、利用者名簿等は、デイサービス運営のための目的のみに使用する。 ※常に公正な立場でトラブル防止に努め、トラブル発生時には、迅速に対応し、関係者と十分協議しながら解決にあたる。 |
| (2) 施設効用の充實に関すること |
| ※デイサービスセンターを利用することにより、他者との交流を図りながら身体機能の低下防止、社会的孤立感の解消に努め、楽しみのある生活が送れるように援助していく。また、家族の身体及び精神的な負担の軽減を図る。 ※センター内外の老朽化が進み、改修する箇所が増えてきている。また、利用者数が増加するよう今以上に利用しやすいデイサービスセンターにする必要がある。 ※利用者が満足して使ってもらえるよう。随時急を要する部分から改修を行っていく。 ※利用者の意見等を聞き、利用しやすいデイサービスセンターとする |
| (3) 管理経費の削減に関すること |
| ※水道光熱費の節約に努め、センター管理を職員で行い、清掃及びセンター周辺の植栽管理等可能な範囲で職員が対応する。 ※浄化槽の維持管理や消防設備点検など法定点検が必要な場合のみ、業務委託をする。 浄化槽清掃管理（県北浄化槽）・消防設備点検（中村防災）・一般廃棄物収集（第一環境管理） センター警備（企業警備保障） |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関すること |
| ※センターの管理業務にかかる人員体制は 2 人とし、勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。 ※職員に対しては、随時必要に応じて研修を行い、指導育成を行う。 ※利用者に対しては、職員が研修を受けた後指導を行う。 ※緊急連絡網を配備し、常に連絡体制を整え、対応に備える。また、年 2 回の消防設備点検、避難訓練等を行い災害時に備えている。 ※曾木デイサービスセンターの管理にあたっては、老人福祉法、介護保険法及び延岡市曾木デイサービスセンター条例、施行規則を遵守する。 |
| (5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること |
| |

| |
|---------------------|
| |
| 6. 2014年度の事業計画の進捗状況 |
| |

社会福祉法人延岡市社会福祉協議会

定 款

経 過

- 昭和 42 年 3 月 28 日法人設立認可
- 昭和 42 年 4 月 1 日設立登記
- 昭和 54 年 5 月 19 日一部改正認可
(保育園 家奉追加 理事 11 評議員 32)
- 昭和 61 年 7 月 15 日一部改正認可
(福祉センター設置準則改正 理事 12)
- 昭和 63 年 3 月 25 日一部改正認可
(保育園分離 認可省庁宮崎県知事)
- 平成 5 年 7 月 19 日一部改正認可
(評議員 37)
- 平成 8 年 7 月 31 日一部改正認可
(評議員 38)
- 平成 9 年 9 月 19 日一部改正認可
(評議員 39)
- 平成 11 年 3 月 31 日一部改正認可
(理事 15 建物)
- 平成 12 年 9 月 8 日 一部改正認可
(資産)
- 平成 13 年 3 月 14 日一部改正認可
(理事 16 事業)
- 平成 15 年 6 月 13 日一部改正認可
(事業変更)
- 平成 17 年 11 月 11 日一部改正認可
(事業変更 理事 22 評議員 51)
- 平成 18 年 3 月 16 日一部改正認可
(事務所の所在地)
- 平成 19 年 2 月 19 日一部改正認可
(事業変更 理事数 16 評議員数 33 資産)
- 平成 20 年 5 月 2 日一部改正認可
(事業変更)
- 平成 21 年 5 月 8 日一部改正認可
(事業廃止)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、延岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 訪問介護事業
- (8) 障害者自立支援等事業
- (9) 居宅介護支援事業
- (10) 通所介護事業
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 障害者生活支援事業所「ぱれっと」
- (13) ボランティア活動の振興
- (14) ボランティアセンターの管理運営
- (15) 市民助け合い生活資金貸付事業
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 心配ごと相談事業
- (18) 延岡市社会福祉センターの設置経営
- (19) 日常生活自立支援事業「あんしんサポートセンターのべおか」
- (20) 指定管理者制度受託事業
- (21) 東館の管理運営
- (22) その他法人の目的達成のための必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を宮崎県延岡市北方町川水流卯1420番地、宮崎県延岡市北浦町古江2433番地1、宮崎県延岡市北川町川内名7226番地4に置く。

第2章 役 員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 16人
- (2) 監事 2人

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事の内に3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長 副会長 常務理事 事業担当理事の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長3名、常務理事1名及び事業担当理事1名を置き理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を統轄し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 常務理事は、会計の業務を統轄し、この業務についてこの法人を代表する。

5 事業担当理事は、第2条の訪問介護事業、障害者自立支援等事業、居宅介護支援事業、通所介護事業及び地域包括支援センターの業務を統轄し、この事業についてこの法人を代表する。なお、事業担当理事は、常務理事が兼務することができる。

6 会長、副会長、常務理事及び事業担当理事に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

7 会長個人及び事業担当理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項及び第5項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長及び事業担当理事の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 常務理事は、前条第4項の業務のほか、会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事及び事業担当理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれに類するほかの職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。また軽易な業務でない事項について、特別の事由により会長が専決する場合は、直近の理事会において承認を得るものとする。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示したものは、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任された理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び宮崎県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第3章 顧問

(顧問)

- 第14条 この法人に顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
 - 4 任期については、役員任期に準ずる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

- 第15条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、33名の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会に議長を置く。
 - 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
 - 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 議長及び評議員会において選任した評議員2人は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第16条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超

えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 員

(会 員)

第19条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名を置くほか職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 480万円

(2) 建物

①宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4所在 鉄筋コンクリート造3階建
延岡市社会福祉センター 1,697.25㎡

②宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4所在 鉄筋コンクリート造2階建
延岡市社会福祉センター倉庫 80㎡

(3) 土地

宮崎県延岡市三ツ瀬町2丁目7番地9

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理等)

第28条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、宮崎県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに延岡市広報紙及び地元新聞、並びにこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|--------|
| 理 事 | 津谷 栄 |
| 〃 | 木戸 貞太 |
| 〃 | 柳田 宏明 |
| 〃 | 大崎 岩市 |
| 〃 | 差波 荒太郎 |
| 〃 | 牧野 延義 |
| 〃 | 神崎 フミ |
| 〃 | 年森 登奈子 |
| 監 事 | 坂元 徳常 |
| 〃 | 宮本 只四郎 |

付 則

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この定款は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。ただし第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 22 条第 2 項第 1 号については、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。第 6 条第 1 項及び第 15 条第 2 項により追加選任した理事、評議員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、定款第 2 条・5 条・7 条 12 条については、平成 18 年 10 月 27 日より施行する。

付 則

この定款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|----|----|---|
| | | | | | | 課長 | 次長 | |
| 甲 | 酒 | 甲 | 速 | 高 | | 調 | 調 | 松 |

指定管理者指定申請書

22.9.10

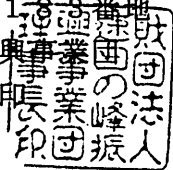
交付

平成22年9月10日

延岡市長 様

(申請者)

住所 延岡市北方町早中巳175番地1
 団体名 財団法人速日の峰振興事業団
 理事長 松本喜伴



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の申請に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|------------------|
| 施設の名称 | 延岡市農林産物直売・食材供給施設 |
| 施設の所在地 | 延岡市北方町早日渡巳175番地1 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡市農林産物直売・食材供給施設指定管理者事業計画書

※枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
ただし、わかりやすく簡潔に記入してください。

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|---|
| (1) 市民の平等な利用に関する事 |
| 延岡市の施設条例に基づく管理運営方針や基準を理解した遵守が期待される。 顧客情報・出展者情報等個人情報の保護にかかる措置は適切に管理されている。 |
| (2) 施設効用の発揮に関する事 |
| 施設条例に基づく管理業務は適切である。 施設の管理運営上の自主的な計画がなされており計画に沿って運営されている。 施設利用者である生産農家とも精通しており、また職員研修とも行い接客対応も良い。 購買者のニーズの把握により適切な生産者へのアドバイスもなされており、季節に応じた農林産物にリピーターも増加しつつある。 |
| (3) 管理経費の削減に関する事 |
| 収支計算書は適切に管理されており、節電や節水に努め経費の節減が図られている。 管理経費については、生産者と業者からの販売取扱手数料と郵便取扱手数料等によってまかなわれており、市からの委託料なしで運営が行われている。 |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関する事 |
| 管理団体の母体には問題なく、管理に要する職員配置は適切である。 施設の従業員数は施設を運営する上で適切であり、購買者のニーズの把握により適切な生産者へのアドバイスもなされており、季節に応じた農林産物の提供など、安定的な施設管理を行う能力は十分にある。 |
| (5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関する事 |
| |
| (6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。) |
| |

議案第17号

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団事業計画書

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団の事業計画を次のとおり定めることについて、寄附行為第10条の規定により理事会の承認を求める。

平成22年3月24日 提出
財団法人速日の峰振興事業団
理事長 柳田 健一

平成22年度事業計画書

1. 事業活動方針

豊かな地域資源を有効に活用した快適な憩いの空間づくりの推進と交流人口の増加を図り活力あふれるまちづくりを推進するためにETOランド速日の峰、よっちみろ屋、早菜花園芸センターと連携した各種事業の企画立案と実施及び各施設の利用促進を図るとともに、学校給食の健全な発達の促進及び学校給食センターの業務の円滑な運営により、住民の福祉の向上に寄与する。

2. 事業内容

(1) ETOランド速日の峰

- ① ETOランド速日の峰の管理運営の受託
- ② 勤労者等の余暇活動及び交流人口増加対策に関する調査並びに情報の収集及び提供
- ③ ETOランド速日の峰及び財団法人の広報宣伝活動
- ④ 各種の体験実習、研修、講習、交流事業、イベント等の企画及び運営
- ⑤ 学校教育関係機関、社会教育関係機関との交流促進事業の企画と実施
- ⑥ スポーツ団体、公共団体、民間団体等と連携する共同事業の企画と実施
- ⑦ 収益事業としての飲食物その他の物品の販売施設の設置及び運営
- ⑧ 農林産物直売・食材供給施設「よっちみろ屋」との連携
- ⑨ 職員の研修
- ⑩ その他目的を達するために必要な事業

(2) よっちみろ屋

- ① よっちみろ屋の管理運営の受託
- ② よっちみろ屋の広報宣伝活動
- ③ 地域の特性を活かした生産の拡充と産地づくりに関する調査及び情報の収集
- ④ 加工グループによる新商品開発等に関する情報提供
- ⑤ 簡易郵便事業（郵便窓口業務、銀行代理業務及び保険業務）

- ⑥ 「ETOランド速日の峰」、「早菜花園芸センター」及び「学校給食センター」との連携
- ⑦ 職員の研修
- ⑧ その他目的を達するために必要な事業
- (3) 早菜花園芸センター
 - ① 早菜花園芸センターの管理運営の受託
 - ② 農家等への生産技術指導及び種苗の提供
 - ③ 「よっちみろ屋」との連携
 - ④ 職員の研修
 - ⑤ その他目的を達するために必要な事業
- (4) 学校給食センター
 - ① 学校給食調理業務の受託
 - ② 学校給食に関する調査研究
 - ③ 「よっちみろ屋」との連携による地産地消の推進
 - ④ 職員の研修
 - ⑤ その他目的を達するために必要な事業

3 営業重点項目

(1) ETOランド速日の峰

| 重点項目 | 実施内容等 |
|-------------------------|---|
| ① 「集客活動」の 充実強化 | 学校、幼稚園、保育園、子ども会、高齢者クラブ、企業、団体等を対象にしたスキー教室、遠足、体験学習、企業研修会、レクリエーションなど最適なパッケージによる集客を図る。 |
| ② 「宿泊体験イベント」等の充実 | ETOランドでのスキー体験と五ヶ瀬ハイランド、ヘルストピア、須美江家族旅行村等の市内関連施設と連携した宿泊体験イベントとそば作り教室、バレンタインチョコ作り、山菜きのこ採集、昆虫採集など季節・自然・ツーリズム要素を活かした体験プログラムを充実し、集客を図る。 |
| ③ 中高年齢層向け イベントの充実 | 各県グランドゴルフ協会との関係強化によるグランドゴルフ大会の充実を図るとともに、登山愛好者の宿泊誘致に努めるなど中高年齢層の健康志向等に対応した集客を行う。 |
| ④ 5月GWイベン ト等の充実 | 5月の大型連休の「こいのぼりフェスタ」をはじめ、「サマーフェスタ」等季節イベントの内容と宣伝体制を充実し、集客を図る。 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| ⑤ スキー場イベントの充実とスキー連盟等との連携強化 | 全日本人工芝スキー大会・スノーボードフェスタの充実と各県スキー連盟、九州管内大学スキー部及びスキー関連事業者との更なる関係強化を図り、各県スキー連盟、各大学、関連業者等の主催行事と合宿誘致に努める。 |
| ⑥ インターネット関連事業の充実 | ホームページによる情報提供を充実し、「楽天トラベル」、「じゃらんnet.」、「るるぶトラベル」の主要サイト等による海外を含む集客に努めるとともに、インターネットショップ開設に向けた調査研究を行う。 |
| ⑦ よっちみろ屋と連携した物販事業と外部イベントへの積極参加 | 「よっちみろ屋」との連携を強化し、レストラン部門の弁当販売等を増進するとともに、外部イベントに積極的に参加し、物販と宣伝広告に努める。 |
| ⑧ ETOランドフラワーロードの継続整備 | 「アジサイ」をメインとした「ETOランドフラワーロード」整備を引き続き行うとともに、環境に適した花木の植栽を継続的に行い、自然公園的な要素を強め、集客に努める。 |

(2) よっちみろ屋

- ①季節に応じたイベントのほか、年間を通じた特売等を計画的に実施し、販売向上と地域特産情報の発信に努める。

| 月 | 実施内容等 |
|-----|--------------|
| 5月 | 新茶まつり |
| 6月 | 早生桃と朝どれ野菜まつり |
| 8月 | ホオズキまつり |
| 10月 | 秋の収穫祭 |
| 12月 | 自然薯即売会 |
| 1月 | 開店記念セール |
| 2月 | 猪肉、野菜即売会 |
| 3月 | 山菜まつり |

②出展者会との連携

安全・安心・新鮮な野菜等を消費者に提供するために出展者会の定期的な研修会を実施するとともに、施設周辺の清掃作業を実施する。

議案第20号

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団（よっちみろ屋の部）一般会計予算

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団（よっちみろ屋の部）一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,610 千円と定める。

2 歳入歳出予算の大科目の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月24日 提出

財団法人速日の峰振興事業団
理事長 柳田健一

第1表 歳入歳出予算

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

| 大科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 |
|----------------|------------|------------|-----|
| 2 事業収入 | 4,100 | 3,901 | 199 |
| 3 補助金収入 | 0 | 1 | △ 1 |
| 4 雑収入 | 710 | 710 | 0 |
| 5 繰越金 | 100 | 100 | 0 |
| 6 繰入金 | 9,186 | 8,954 | 232 |
| 7 使用料及び 手数料 | 22,514 | 22,000 | 514 |
| 歳入合計 | 36,610 | 35,666 | 944 |

（歳出）

（単位：千円）

| 大科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | |
|---------|------------|------------|-----|-------------|--------|--------|
| | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 |
| 1 管理事業費 | 36,604 | 35,656 | 948 | 0 | 23,318 | 13,286 |
| 4 資産取得費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 |
| 5 予備費 | 6 | 9 | △ 3 | 0 | 6 | 0 |
| 歳出合計 | 36,610 | 35,666 | 944 | 0 | 23,324 | 13,286 |

歳入歳出事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比 較 | 備 考 |
|-------------------|--------------------|------------|------------|-----|---|
| 2 事業収入 | 1 市受託収入 | 0 | 1 | △ 1 | |
| | 3 簡易郵便局受 託収入 | 4,100 | 3,900 | 200 | 郵便受託収入 |
| 3 補助金収入 | 1 市助成金収入 | 0 | 1 | △ 1 | |
| 4 雑収入 | 1 受取利息 | 10 | 10 | 0 | 預金利子 |
| | 2 雑収入 | 700 | 700 | 0 | テナント光熱水費 他 700,000 円 |
| 5 繰越金 | 1 前期繰越金 | 100 | 100 | 0 | 前期繰越金 |
| 6 繰入金 | 1 他会計繰入金 | 9,186 | 8,954 | 232 | 特別会計からの繰入金 |
| 7 使用料及び 手数料 | 1 使用料 | 2,120 | 1,900 | 220 | テナント料 85,000円×12月 1,020,000 農産加工室使用料 約91,000円×12月 1,100,000 小 計 2,120,000 円 |
| | 2 手数料 | 20,394 | 20,100 | 294 | 農産物等販売手数料1,690,000円/月 20,394,000 円 |
| 歳入合計 | | 36,610 | 35,666 | 944 | |

(単位：千円)

2. 歳出

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比 較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | 説 明 |
|----------|-------------|------------|------------|------|-------------|-------|-------|---|
| | | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 | |
| 1: 管理事業費 | 1 給与手当 | 9,531 | 9,378 | 153 | 0 | 6,856 | 2,675 | 給料 6,122,000 扶養手当 312,000 通勤手当 265,200 期末手当 1,539,900 勤勉手当 487,300 住居手当 24,000 時間外手当 780,000 計 9,530,400 円 |
| | 2 臨時職員賃金 | 12,387 | 11,666 | 721 | 0 | 6,579 | 5,808 | 簡易郵便事業 2,954,400 常勤臨時 8,520,000 トイレ清掃臨時 552,000 パート 360,000 計 12,386,400 円 |
| | 3 福利厚生費 | 3,150 | 3,116 | 34 | 0 | 1,949 | 1,201 | 法定福利費 2,795,374 福利厚生費 90,000 中小企業退職共済掛金 264,000 計 3,149,374 円 |
| | 4 会議費 | 50 | 50 | 0 | 0 | 50 | 0 | 理事会、評議員会 |
| | 5 旅費交通費 | 0 | 5 | △ 5 | 0 | 0 | 0 | 職員旅費 |
| | 6 通信運搬費 | 350 | 380 | △ 30 | 0 | 192 | 158 | 電話料 他 |
| | 7 消耗品費 | 2,000 | 2,000 | 0 | 0 | 1,439 | 561 | レジ用消耗品 他 |
| | 8 修繕費 | 150 | 100 | 50 | 0 | 150 | 0 | 施設等修繕費 |
| | 9 印刷費 | 0 | 5 | △ 5 | 0 | 0 | 0 | |
| | 10 燃料費 | 50 | 100 | △ 50 | 0 | 36 | 14 | 車両燃料費 他 |
| | 11 光熱水費 | 4,600 | 4,600 | 0 | 0 | 2,949 | 1,651 | 電気料 3,520,000 ガス代 504,000 水道料 576,000 計 4,600,000 円 |
| | 12 賃借料 | 1,231 | 1,000 | 231 | 0 | 885 | 346 | 事務用機器リース |
| | 13 保険料 | 30 | 30 | 0 | 0 | 22 | 8 | 従業員傷害保険料他 |
| | 14 租税公課 | 910 | 1,000 | △ 90 | 0 | 654 | 256 | 納付消費税 |
| | 15 委託料 | 1,720 | 1,720 | 0 | 0 | 1,237 | 483 | 設備保守点検委託料 435,200 浄化槽維持管理委託料 894,200 警備委託料 252,000 ゴミ処理委託料 88,200 税理士委託料 50,400 計 1,720,000 円 |
| | 16 支払手数料 | 35 | 50 | △ 15 | 0 | 25 | 10 | 浄化槽法定点検料 他 |
| | 17 研修費 | 0 | 20 | △ 20 | 0 | 0 | 0 | |

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比 較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | 説 明 |
|-----|-------------------|------------|------------|------|-------------|--------|--------|--------------|
| | | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 | |
| | 19 宣伝広 告費 | 150 | 150 | 0 | 0 | 108 | 42 | 新聞広告料、他 |
| | 20 イベント開 催費 | 200 | 200 | 0 | 0 | 144 | 56 | イベント交通誘導警備料等 |
| | 21 雑費 | 0 | 20 | △ 20 | 0 | 0 | 0 | |
| | 22 負担金 | 60 | 65 | △ 5 | 0 | 43 | 17 | 商工会会費等 |
| | 27 清算還 付金 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 小 計 | 36,604 | 35,656 | 948 | 0 | 23,318 | 13,286 | |
| 4 | 23 資産取 得費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 5 | 1 予備費 | 6 | 9 | △ 3 | 0 | 6 | 0 | |
| | 歳出合計 | 36,610 | 35,666 | 944 | 0 | 23,324 | 13,286 | |

議案第21号

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団（よっちみろ屋の部）特別会計予算

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団（よっちみろ屋の部）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,598 千円と定める。

2 歳入歳出予算の大科目の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月24日 提出

財団法人速日の峰振興事業団
理事長 柳田 健一

第1表 歳入歳出予算

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

| 大科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 |
|--------|------------|------------|-------|
| 2 事業収入 | 33,343 | 33,000 | 343 |
| 4 雑収入 | 155 | 155 | 0 |
| 5 繰越金 | 100 | 900 | △ 800 |
| 歳入合計 | 33,598 | 34,055 | △ 457 |

（歳出）

（単位：千円）

| 大科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | |
|---------|------------|------------|---------|-------------|--------|-----|
| | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 |
| 1 管理事業費 | 23,032 | 24,957 | △ 1,925 | 0 | 23,032 | 0 |
| 5 予備費 | 210 | 144 | 66 | 0 | 210 | 0 |
| 6 繰出金 | 10,356 | 8,954 | 1,402 | 0 | 10,356 | 0 |
| 歳出合計 | 33,598 | 34,055 | △ 457 | 0 | 33,598 | 0 |

歳入歳出事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 備考 |
|--------|---------|------------|------------|-------|---|
| 2 事業収入 | 2 売上収入 | 33,343 | 33,000 | 343 | 土産品等販売 31,422,000 自動販売機手数料 1,921,000 計 33,343,000 円 |
| 4 雑収入 | 1 受取利息 | 5 | 5 | 0 | 預金利子 |
| | 2 雑収入 | 150 | 150 | 0 | 宅配便手数料他 150,000 円 |
| 5 繰越金 | 1 前期繰越金 | 100 | 900 | △ 800 | 前期繰越金 |
| 歳入合計 | | 33,598 | 34,055 | △ 457 | |

2. 歳出

(単位：千円)

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | 説明 |
|-------|----------|------------|------------|---------|-------------|--------|-----|---|
| | | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 | |
| 1 事業費 | 7 消耗品費 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| | 12 賃借料 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| | 14 租税公課 | 600 | 1,000 | △ 400 | 0 | 600 | 0 | 納付消費税 |
| | 15 委託料 | 51 | 51 | 0 | 0 | 51 | 0 | 税理士委託料 50,400 50,400 円 |
| | 21 雑費 | 10 | 50 | △ 40 | 0 | 10 | 0 | |
| | 24 売上原価 | 22,369 | 23,854 | △ 1,485 | 0 | 22,369 | 0 | 土産品等 12,240,000 稲架掛米等 7,632,000 ソフトクリーム 2,497,000 計 22,369,000 円 |
| | 小計 | 23,032 | 24,957 | △ 1,925 | 0 | 23,032 | 0 | |
| 5 予備費 | 1 予備費 | 210 | 144 | 66 | 0 | 210 | 0 | |
| 6 繰出金 | 1 他会計繰出金 | 10,356 | 8,954 | 1,402 | 0 | 10,356 | 0 | 一般会計へ 9,186,000 早菜花センターへ 1,170,000 計 10,356,000 円 |
| 歳出合計 | | 33,598 | 34,055 | △ 457 | 0 | 33,598 | 0 | |

議案第22号

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団（早菜花園芸センターの部）
特別会計予算

平成22年度財団法人速日の峰振興事業団（早菜花園芸センターの部）特別会計
予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,373 千円と定める。

2 歳入歳出予算の大科目の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入
歳出予算」による。

平成22年3月24日 提出

財団法人速日の峰振興事業団
理事長 柳田 健一

第1表 歳入歳出予算

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

| 大科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 |
|--------|------------|------------|-------|
| 2 事業収入 | 4,200 | 3,501 | 699 |
| 4 雑収入 | 2 | 2 | 0 |
| 5 繰越金 | 1 | 500 | △ 499 |
| 6 繰入金 | 1,170 | 1 | 1,169 |
| 歳入合計 | 5,373 | 4,004 | 1,369 |

（歳出）

（単位：千円）

| 大科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | |
|---------|------------|------------|-------|-------------|-------|-------|
| | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 |
| 1 管理事業費 | 5,373 | 4,001 | 1,372 | 0 | 4,203 | 1,170 |
| 2 資産取得費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 |
| 5 予備費 | 0 | 2 | △ 2 | 0 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | 5,373 | 4,004 | 1,369 | 0 | 4,203 | 1,170 |

歳入歳出事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比 較 | 備 考 |
|--------|----------|------------|------------|-------|---|
| 2 事業収入 | 1 市受託金収入 | 0 | 1 | △ 1 | |
| | 2 売上収入 | 4,200 | 3,500 | 700 | 売上品目 青野菜 600,000 きゅう 1,200,000 トマト 1,200,000 メロン 250,000 イチゴ 950,000 計 4,200,000 円 |
| 4 雑収入 | 1 受取利息 | 1 | 1 | 0 | 預金利子 |
| | 2 雑収入 | 1 | 1 | 0 | |
| 5 繰越金 | 1 前期繰越金 | 1 | 500 | △ 499 | 前期繰越金 |
| 6 繰入金 | 1 他会計繰入金 | 1,170 | 1 | 1,169 | |
| 歳入合計 | | 5,373 | 4,004 | 1,369 | |

2. 歳出

(単位：千円)

| 大科目 | 中科目 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比 較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | 説 明 |
|-------------|---------------|------------|------------|-------|-------------|-------|-------|-----------|
| | | | | | 受託料等 | 自主財源 | その他 | |
| 1 事業費 | 1 賃金 | 1,440 | 1,800 | △ 360 | 0 | 942 | 498 | 常勤臨時職員賃金 |
| | 2 臨時職員賃 | 1,940 | 1,112 | 828 | 0 | 1,268 | 672 | パート賃金 |
| | 3 福利厚生費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 6 通信運搬費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 7 消耗品費 | 1,470 | 200 | 1,270 | 0 | 1,470 | 0 | 苗、肥料、農薬代 |
| | 8 修繕費 | 0 | 10 | △ 10 | 0 | 0 | 0 | |
| | 11 光熱水費 | 300 | 600 | △ 300 | 0 | 300 | 0 | 水道、電気、燃料等 |
| | 12 賃借料 | 50 | 100 | △ 50 | 0 | 50 | 0 | トラクター賃借料等 |
| | 13 保険料 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 14 租税公課 | 120 | 120 | 0 | 0 | 120 | 0 | 消費税・法人税 |
| | 15 委託料 | 51 | 51 | 0 | 0 | 51 | 0 | 税理士委託料 |
| | 21 雑費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 22 負担金 | 2 | 4 | △ 2 | 0 | 2 | 0 | 店舗出店会費 |
| | 小 計 | 5,373 | 4,001 | 1,372 | 0 | 4,203 | 1,170 | |
| 2 資産取 得費 | 1 機械装置購入 費 | 0 | 1 | △ 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 5 予備費 | 1 予備費 | 0 | 2 | △ 2 | 0 | 0 | 0 | |
| 歳 出 合 計 | | 5,373 | 4,004 | 1,369 | 0 | 4,203 | 1,170 | |

寄 附 行 為

平成 8年2月13日 変更認可申請
平成 8年3月19日 宮崎県知事認可 シレイ257-2
平成 8年3月22日 変更認可書着

平成14年6月 3日 変更認可申請
平成14年6月13日 宮崎県知事許可 シレイ254-131
平成14年6月17日 変更認可書着

平成18年5月23日 変更認可申請
平成18年6月30日 宮崎県知事許可 シレイ254-586
平成18年7月 7日 変更認可書着

平成19年8月27日 変更認可申請
平成19年10月1日 宮崎県知事許可 シレイ254-730
平成19年10月4日 変更認可書着

財団法人速日の峰振興事業団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人速日の峰振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮崎県延岡市北方町早中巳1183番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、延岡市内の豊かな地域資源を有効に活用した快適な憩いの空間づくりを推進するとともに、交流人口の増加及び若者の定住化により活力あふれるまちづくりを推進するための事業を効率的に実施することにより、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の公益事業を行う。

- (1) 延岡市の諸施設の管理運営の受託
 - (2) 勤労者等の余暇活動及び交流人口増加対策に関する調査並びに情報の収集及び提供
 - (3) 各種の体験実習、研修、講習、交流事業、イベント等の企画及び運営
 - (4) スポーツ団体、学校等との交流促進に関する事業
 - (5) 公共団体及び民間団体と連携する共同事業の企画及び運営
 - (6) その他目的を達するために必要な事業
- 2 この法人は、前項の公益事業のほか、次の収益事業を行う。
- (1) 飲食物その他の物品の販売施設の設置及び運営に関する事業
 - (2) 簡易郵便事業（郵便窓口業務、銀行代理業務及び保険業務）

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前年度の予算に準じ執行することができる。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 常務理事 1人
 - (3) 理事 7人以上10人以内(理事長及び常務理事を含む。)
 - (4) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事は、必要に応じて、互選により副理事長を選任することができる。この場合において、副理事長は、理事の定数に含まれるものとする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項については、理事長があらかじめ指名する他の理事が理事長の職務を代理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬等)

第17条 役員に報酬又は費用弁償を与えることができる。

2 報酬又は費用弁償を受ける役員、報酬又は費用弁償の額等については、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事務局)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て定める。

第4章 理事会

(種別)

第19条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、理事会は、必要に応じ理事以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 定例理事会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その請求の日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任すること

ができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
(議事録)

第28条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員9人以上12人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第15条の規定は評議員の任期について、第16条の規定は評議員の解任について、第17条の規定は評議員に対する費用弁償について準用する。この場合において、第15条から第17条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「報酬又は費用弁償」とあるのは「費用弁償」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じて、法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

(評議員会の開催及び招集)

第31条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

2 第23条の規定は、評議員の招集について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条第2項第2号」とあるのは「第31条第1項第2号」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第32条 評議員会の議長は、その評議員会において出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第33条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
(評議員会の議決)

第34条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(書面表決等及び議事録)

第35条 第27条の規定は、評議員会の書面表決及び表決の委任について、第28条の規定は評議員会の議事録について準用する。この場合において、第27条及び第28条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、第27条中「前2条」とあるのは「第33条及び第34条」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散 (寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の認可を得なければ変更することができない。
(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、延岡市に寄付するものとする。

第7章 雑則 (委任)

第38条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第29条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第29条第4項の規定において準用する第15条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者

の定めるところによる。

附 則（平成8年2月9日議案第14号）

この寄附行為は、宮崎県知事の変更の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年5月24日議案第5号）

この寄附行為は、宮崎県知事の変更の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年3月29日議案第10号）

この寄附行為は、宮崎県知事の変更の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年7月20日議案第15号）

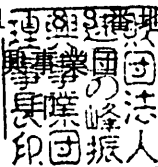
この寄附行為は、宮崎県知事の変更の認可のあった日から施行する。

22年9月10日

延岡市長 首藤 正治 様

(申請団体)

所在地 延岡市北方町早中巳1
団体名 財団法人速日の峰振興事業団
理事長 松本喜伴



誓 約 書

私、財団法人速日の峰振興事業団は、延岡市農林産物直売・食材供給施設の指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件（以下「資格要件等」という。）について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

(様式第1号)

| | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 係 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 | 係長 |
| 佐藤 浩 | | | | | | | |
| 北森 義 | | | | | | | |

指定管理者指定申請書

22.9.3

平成22年9月3日

延岡市長 首藤正治 様

(申請者)

住 所 延岡市北方町板下戊 435 番地
 団 体 名 板下区
 代表者氏名 区長 佐藤正孝



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|------------------|
| 施設の名称 | 三椏生活改善センター |
| 施設の所在地 | 延岡市北方町板下戊 435 番地 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあっては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

三極生活改善センター指定管理者事業計画書

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|--|
| (1) 市民の平等な利用に関すること |
| <p>このセンターは、「延岡市生活改善センター条例」に基づいて設置されたものであり、地域住民の生活改善、知識の向上及び共同意識の高揚を図り、住民自治意識の向上等が期待できるものである。</p> <p>地域の各種コミュニティ活動の拠点としての活用はもちろんのこと、行事等にも積極的に利用されており、地区の地域活性化を図るうえで、大変重要な役割を担っている。</p> <p>情報公開及び個人情報の保護については、市の基準を遵守し、事務従事者に対して必要な研修を行うなど、意識の徹底を図っており、また、管理運営上、知りえた個人情報については、厳重に管理・保存し、一定の期間が経過した後は適切な方法で廃棄している。</p> <p>センターの管理運営を板下区の区長以下、役員によって行っているため、センターへの要望や苦情、利用者ニーズは的確に把握し、適切に対応している。</p> |
| (2) 施設効用の発揮に関すること |
| <p>センターは、地域における教育、文化及び産業の振興並びに福祉の向上を図ることとしているが、センター利用者のほとんどが、板下区の住民であることから、常に地域に根ざした施設運営を心がけ、開館時間や利用料金等についても、臨機応変に対応するなど、きめ細やかで柔軟な対応に努めている。</p> <p>また、板下区は営利を目的としない自治会組織で、管理・運営に要する経費は、施設利用料及び板下区に加入する住民から徴収する負担金によって全てを賄っており、指定管理料を必要としないなど、適正な収支状況となっている。</p> |
| (3) 管理経費の削減に関すること |
| <p>センターの管理運営事務は、板下区長が兼務する形であっているため、少額の人件費を要しているが、管理運営に係る経費のほとんどが光熱水費となっている。</p> <p>光熱水費を除く経費としては、消耗品費や通信運搬費、施設維持管理費を要するが、事務従事者がコスト意識を共通認識として持ち、建物の老朽化により修繕が必要な箇所についても、でき得る限り区で対応するなど、徹底した経費削減に取り組んでいる。</p> |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関すること |
| <p>センターの管理運営にあたっては、緊急時の連絡体制も確立されており、また、センターの管理運営に関わる者は、全て近隣に居住しているため、迅速な対応が可能となっている。防犯・防災対策や接遇、施設の管理等、センターを安定的に運営するための研修については、必要に応じて実施している状況にある。</p> |
| (5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること |
| |
| (6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。) |
| |

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

| | |
|--------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 主な業務内容 | |
| 管理運営期間 | |

(様式第3号)

三極生活改善センターの管理運営に関する業務の収支予算書

(収入)

(単位:千円)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|-------|---------|---------------|
| 施設利用料 | 12,000 | 会議室、調理室の利用料 |
| 指定管理料 | 0 | |
| その他 | 168,000 | 区民からの負担金、利息など |
| | | |
| 計 | 180,000 | |

(支出)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|---------|---------|-------------|
| 人件費 | 32,000 | |
| 光熱水費 | 40,000 | 電気、ガス、水道、燃料 |
| 施設維持管理費 | 16,000 | 浄化槽維持管理費 |
| 予備費 | 92,000 | |
| 計 | 180,000 | |

※収入、支出の項目については、参考ですので、必要に応じた項目を記入してください。

平成22年度 板下区役員名簿

| 役 職 | 氏 名 | |
|-----------|-----------------|------------|
| 区 長 | 佐藤正孝 | [Redacted] |
| 区長代理 | [Redacted] | [Redacted] |
| 書記、会計 | " | " |
| 伍長(頼木) | [Redacted] | [Redacted] |
| 伍長(屋形原1) | [Redacted] | [Redacted] |
| 伍長(屋形原2) | [Redacted] | [Redacted] |
| 伍長(坂ノ平1)上 | [Redacted] | [Redacted] |
| 伍長(坂ノ平2)下 | [Redacted] | [Redacted] |
| 伍長(小原) | [Redacted] | [Redacted] |
| 氏子(頼木) | [Redacted] | [Redacted] |
| 氏子(屋形原) | [Redacted] | [Redacted] |
| 氏子(坂ノ平) | [Redacted] (総代) | [Redacted] |
| 体育部長 | [Redacted] | " |
| 監 査 | [Redacted] | [Redacted] |
| 監 査 | [Redacted] | [Redacted] |
| 運転者部会 | [Redacted] | [Redacted] |
| | | |
| | | |

平成22年度 事業計画

(様式4号)
 三桠生活改善センター
 (板下区 公民館)

| 実施期間 及び 実施回 | | |
|-------------------|-------------------------|------------------|
| 月 | 事業名 | 市公連等開催行事(予定) |
| 4 | 板下区役員引当議り 役員会 | ・金婚者を寿ぐ会 (4/22) |
| 5 | 役員会 | ・市公連総会 (5/22) |
| 6 | 改善センター周辺の草刈り 四区合同虫供養 | |
| 7 | 夏祭り 参議員補選等 | |
| 8 | ロードクリーン作業 | |
| 9 | 役員会、三桠小学校運動会 敬老会 | |
| 10 | 総スローウ祭 | |
| 11 | 役員会 | |
| 12 | 冬祭り | |
| 1 | 宇崎県知事選挙 | ・市公連新春懇談会 (1/22) |
| 2 | | |
| 3 | 定期総会、役員会 | |

平成22年度 収支予算書

[収入の部]

三橋生活 極区
(改善セキ一公民館)

| 項 目 | 本 年 額 | 前 年 額 | 比 較 | | 説 明 |
|-----|---------|---|--------|--------|---|
| | | | 増 | 減 | |
| 館 費 | | | | | |
| 収益金 | | | | | |
| 使用料 | 12,000 | 19,000 | | 7,000 | |
| 補助金 | | | | | |
| 寄付金 | | | | | |
| 繰越金 | 80,283 | 102,543 | .. | 22,260 | |
| 雑収入 | 10,000 | 0 | 10,000 | | |
| 管理費 | 78,000 | 78,000 80,000 80,000 | | 2,000 | 37 40P x 2000 40P x 2000 |
| 利息 | | 32 | | | 16+16 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 180,283 | 201,575 | 100.00 | 3/260 | |

(様式5号-2)

[支出の部]

三梅生活改善 板下区
(セーター 公民館)

| 項目 | 本年度 予算額 | 前年度 決算額 | 比較 | | 説明 |
|-------------|------------|------------|-------|--------|--------------------|
| | | | 増 | 減 | |
| 電気料 | 15,340 | 15,340 | | | 4/3 ~ 3/4 |
| ガス代 | 10,000 | 10,000 | | | 2000月 x 5回 |
| 水道料 | 14,148 | 14,148 | | | 4/27 ~ 2/25 |
| 浄化槽代 | 15,900 | 15,900 | | | 31800月 * 2 = 15900 |
| 管理手当 | 32,000 | 32,000 | | | |
| セーター 改造費 | 0 | 28,504 | | 28,504 | 大工、額縁 |
| 備品代 | 0 | 5,400 | | 5,600 | 敬老会役員出入物(備品代) |
| その他 | 3,000 | 0 | 3,000 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | 90,388 | 121,292 | 3,000 | 33,904 | |

平成21年度 事業実績報告書

(板下区 公民館)

| 事業名 | 内容 | 今後の課題 |
|-------------------|-----------------------|-------|
| 板下区 引継ぎ 役員会 | | |
| 役員会 | 市政連絡員(区長)会 単 身希望の件 | |
| 頭等以外 草刈り 巡回回虫袋 | 開始 時期 | |
| 夏祭り | 〃 | |
| ワドクレーン作戦 | | |
| 役員会 敬老会 | 三種水運動会の件 出し物 | |
| 絵画コンクール | 選手決め | |
| 役員会 | 冬祭りの件 | |
| 冬祭り | | |
| | | |
| | | |
| 定期絵会 役員会 | 役員決め、会場は330< 絵会の事 | |

平成21年度
三椏生活改善センター会計決算

(収入の部) (単位:円)

| 費目 | 決算額 | 備考 |
|-----|---------|------------|
| 繰越金 | 102,543 | |
| 管理費 | 80,000 | 40戸×2,000円 |
| 使用料 | 19,000 | |
| 利息 | 32 | 16+16 |
| | | |
| 合計 | 201,575 | |

(支出の部) (単位:円)

| 費目 | 決算額 | 備考 |
|---------|---------|-------------------|
| 電気料 | 15,340 | 4/3~3/4 |
| ガス代 | 10,000 | 2,000円×5回 |
| 水道料 | 14,148 | 4/27~2/25 |
| 浄化槽代 | 15,900 | 31,800円÷2=15,900円 |
| 管理手当 | 32,000 | |
| センター改造費 | 28,504 | 大工、額縁 |
| 備品代 | 5,400 | 敬老会役員出し物(面布代) |
| 合計 | 121,292 | |

繰越金

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(収入)} & - & \text{(支出)} = \text{22年度へ繰越} \\
 201,575 & - & 121,292 = \text{¥80,283}
 \end{array}$$

平成22年9月3日

延岡市長 首藤正治 様

(申請団体)

所在地 延岡市北方町板下戊435番地

団体名 板下区

代表者名 区長 佐藤正孝



誓 約 書

私(板下区)は、三極生活改善センターの指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

延岡市長 様

(申請者)

住所 延岡市大武町 39 番地 2

団体名 延岡市農産加工研修センター運営協議会

代表者 山本 照弘 印

次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|----------------|
| 施設の名称 | 延岡市農産加工研修センター |
| 施設の所在地 | 延岡市大武町 39 番地 2 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあっては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡市農産加工研修センター指定管理者事業計画書

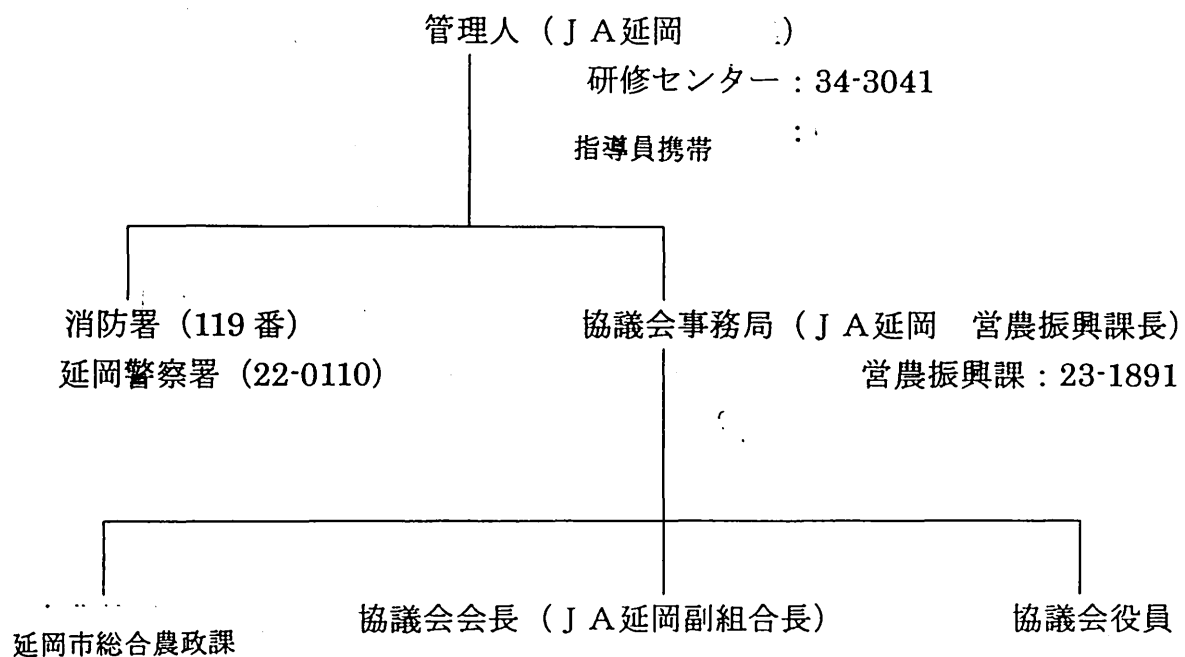
1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|---|
| (1) 市民の平等な利用に関すること |
| ※農産物の加工、その他の研修を行い、加工技術はもとより、食に関する指導を行う。 ※農業関係者だけではなく、広く一般からも募集を募り利用者拡大を図る。 ※職場内で知りえた個人に対する情報については、外部には絶対漏らさないように指導、教育を行う。 ※相談や苦情等があれば、市と連携を図り早急な対応を行う。必要であれば、運営協議会において検討する。 |
| (2) 施設効用の発揮に関すること |
| ※地元農産物の加工研究、開発に努め、味噌作り講習を始めとした、料理講習等様々な事業を実施する。 ※味噌作りは好評であり、年間の予定が入っている状況である。加工機器の老朽により機器の故障等が発生することが考えられる。 ※加工のための特殊な機器や危険な機器があるため、操作は指導員が行う。ボイラーや機器類の保守点検を定期的に行い安全管理を徹底する。 ※作業後に、利用者の意見、要望等を聞く時間を設ける。 ※地元農産物を使用した料理教室等の開催を行い、地産地消の推進と食に関する指導を行う。 ※一般味噌作り、男性のための味噌作りなど自主事業を行い収入の増を図る。 |
| (3) 管理経費の削減に関すること |
| ※節電・節水を行い経費節減に努める。 ※施設内は管理者の指導のもと、利用者が清掃を行い、施設周辺の清掃は指導員とJAの生活指導員が行う。 |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関すること |
| ※連絡体制は協議会会長（JA延岡副組合長）→協議会幹事（JA延岡営農部長）→協議会事務局（JA延岡営農振興課長）→センター管理兼指導者で行い、人員はJA延岡営農振興課職員から配置する。 ※加工機具使用の研修、地場農産物加工に関する研修、防犯・防火研修を行う。 ※食品を扱う施設のため、十分な衛生管理を行い、利用者への衛生指導を行う。加工品作りや料理講習を行う中で食生活の改善を図るとともに、食に対する理解を深める。 ※別紙緊急連絡網に従い、速やかに情報の伝達を行う。 ※労働基準法他、関係法令を遵守する。 |
| (5) その他この施設を管理するにあたり必要な基準に関すること |
| |
| (6) その他（組織体制）について特記すべき事項があれば記入してください。 |
| |

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

特になし

延岡市農産加工研修センター緊急連絡網



(様式第3号)

延岡市農産加工研修センターの管理運営に関する業務の収支予算書

(収入)

(単位：千円)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|-------|-----|------------------------|
| 施設利用料 | 400 | 加工室、機器使用料 (料金表別紙資料) |
| 指定管理料 | 530 | |
| 補助金等 | 50 | JA延岡より |
| 雑入り | 5 | |
| 計 | 985 | |

(支出)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|---------|-----|------------------|
| 人件費 | 0 | JAより |
| 光熱水費 | 220 | |
| 消耗品費 | 130 | ボイラー用品等 |
| 通信運搬費 | 50 | 電話料 |
| 施設維持管理費 | 390 | 灯油、プロパンガス 修繕料 |
| 事業費 | 160 | 研修費、研究費 |
| 計 | 950 | |

※収入、支出の項目については、参考ですので、必要に応じた項目を記入してください。

延岡市農産加工研修センター運営協議会規約

(名称)

第1条 この会は、延岡市農産加工研修センター運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、延岡市農産加工研修センター（以下「センター」という。）の管理及び運営が適正かつ円滑に遂行されることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)延岡市長との間に締結したセンター指定管理者基本協定書並びに年度協定書に関すること。
- (2)センター管理運営に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、延岡農業協同組合、東臼杵北部農業改良普及センター、JA延岡女性部、生活改善グループ、延岡市をもって構成する。

(委員)

第5条 協議会には、委員を置く。

2. 委員は別表1をもって組織する。
3. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、会長の所属する農業協同組合に置く。

2. 事務局は、会計事務を行う。

(役員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| (1)会 長 | 1 名 |
| (2)副会長 | 1 名 |
| (3)監 事 | 2 名 |

第8条 役員は、委員の互選とする。ただし、会長は農業協同組合の中から選出する。

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 会計は、書記を兼任し、会計事務にあたる。
4. 監事は、会計事務を監査する。

第10条 役員の任期は、委員の任期とする。ただし、任期満了後、後任が選出されるまでの間その職務を行うことができる。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第11条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2をもって組織する。

第12条 幹事会は、協議会を補佐することを目的として、次のことを行う。

- (1)協議会に付属する事項、その他必要な事項の協議
- (2)その他協議会から指示された事項

第13条 職員は、会長が任命する。

2. 職員は、会長の命令を受け、センターの管理運営を行う。

(会議)

第14条 協議会の会議は、委員会とする。

2. 定例委員会は、毎年1回開催する。

3. 臨時委員会は、会長が必要と認めた時及び委員の半数以上の要請があった時に開催する。

4. 会議は全て会長が招集する。

(委員会の決議事項)

第15条 委員会は、次の事項を決議する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 事業の計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他委員会において必要と認めた事項

(会議の運営)

第16条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2. 会議の議長は、会長があたる。

(議事の表決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第18条 協議会の経費は、施設利用料金、市の指定管理料、負担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第19条 協議会の会計は、毎年3月末日に決算して監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この規約は、昭和62年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成18年4月1日より施行する。

附則 この規約は、平成22年8月17日より施行する。

延岡市農産加工研修センター運営協議会名簿

別表1 委員

| | | |
|----|---------------|------------|
| 委員 | 延岡農業協同組合 副組合長 | 山本 照 弘 |
| 委員 | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 委員 | 延岡市 農林水産部 部長 | 浦田 正 一 |
| 委員 | [REDACTED] | [REDACTED] |

別表2 幹事

| | | |
|----|------------|------------|
| 幹事 | 延岡市総合農政課長 | 佐藤 和 郎 |
| 幹事 | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 幹事 | [REDACTED] | [REDACTED] |

役員

| | | |
|-------|---------------|------------|
| 会 長 | 延岡農業協同組合 副組合長 | 山本 照 弘 |
| 副 会 長 | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 監 事 | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 監 事 | 延岡市 農林水産部 部長 | 浦田 正 一 |

事務局

| | | |
|-----------------|------------|------------|
| 事務局 局長 管 理 者 | [REDACTED] | [REDACTED] |
|-----------------|------------|------------|

平成22年度収支計画書(案)

(延岡市農産加工研修センター)

収入の部

(円)

| 区分 | 本年度予算額① | 前年度当初予算 | 比較増減(①-②) | 備考 |
|---------|-----------|-----------|-----------|------|
| 市指定管理料 | 530,000 | 550,000 | -20,000 | |
| 補助金等 | 50,000 | 50,000 | | JAより |
| センター利用料 | 400,000 | 450,000 | -50,000 | |
| 寄付金 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑入 | 5,217 | 18,006 | -12,789 | |
| 繰越金 | 134,783 | 183,994 | -49,211 | |
| 計 | 1,120,000 | 1,252,000 | -132,000 | |

支出の部

(円)

| 区分 | 本年度予算額① | 前年度当初予算 | 比較増減(①-②) | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施設事務費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 事務用品、会議用品 |
| 施設事業費 | 160,000 | 160,000 | 0 | 研修費、研究費 |
| 施設運営費 | 780,000 | 963,000 | -183,000 | 光熱水費、修繕費 |
| 予備費 | 135,000 | 119,000 | 150 | |
| 計 | 1,085,000 | 1,252,000 | -182,850 | |

平成21年度収支決算書
(延岡市農産加工研修センター)

収入の部

(円)

| 区分 | 当初予算額(A) | 収入額(B) | 比較増減(収入額-予算額) (B)-(A) | 付記 |
|---------|-----------|-----------|--------------------------|-----|
| 市指定管理料 | 550,000 | 550,000 | 0 | 延岡市 |
| 補助金等 | 50,000 | 50,000 | 0 | JA |
| センター利用料 | 450,000 | 456,620 | 6,620 | |
| 寄付金 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑入 | 18,006 | 23,167 | 5,161 | |
| 繰越金 | 183,994 | 33,994 | | |
| 計 | 1,252,000 | 1,113,781 | -138,219 | |

支出の部

(円)

| 区分 | 当初予算額(A) | 支出額(B) | 比較増減(予算-支出額) (A)-(B) | 付記 |
|-------|-----------|---------|-------------------------|----|
| 施設事務費 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 施設事業費 | 160,000 | 156,000 | 4,000 | |
| 施設運営費 | 963,000 | 822,998 | 140,002 | |
| 予備費 | 119,000 | 0 | 119,000 | |
| 計 | 1,252,000 | 978,998 | 273,002 | |

収入合計 1,113,781
 支出合計 978,998
 差引残額 134,783 (22年度への繰越)

平成 21 年度事業報告並びに平成 22 年度事業計画

●平成 21 年度事業報告

・4 月～

H22 年 3 月 地元農産物を使用した加工品作り
(味噌作り、蒸しパン、めんつゆ、ドレッシング、焼肉のタレ等)

※ 利用件数 212 件 利用者数 1,794 人

・7 月 協議会総会

・H22 年 2 月 男性のための味噌作り講習会

※ 参加人数 12 名

<参考>

大豆使用量 6,697 kg

圧力釜の使用回数 393 回

●平成 22 年度事業計画

・4 月～

H23 年 3 月 生涯学習「わくわく手作り農産加工体験」
(生涯学習にて、味噌作りをはじめとした農産加工体験の開催を計画)

・8 月 協議会総会

・H23 年 2 年 お父さんのための味噌作り講習会

・H23 年 3 月 一般味噌作り講習会 (3 日間の開催予定)

延岡市長 首 藤 正 治 様

(申請団体)

所在地 延岡市大武町39番地2

団体名 延岡市農産加工研修センター運営協議会

代表者名 山 本 照 弘 印

誓 約 書

私延岡市農産加工研修センター運営協議会は、延岡市農産加工研修センターの指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件（以下「資格要件等」という。）について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがいないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。

平成21年度 延岡市農産加工研修センター利用状況一覧表

| 利用月 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 延利用日数(日) | | 16 | 18 | 17 | 11 | 9 | 24 | 25 | 23 | 21 | 16 | 15 | 17 | 212 |
| | 午前 (1,260) | 16 | 18 | 16 | 11 | 9 | 22 | 23 | 21 | 17 | 16 | 15 | 17 | 201 |
| | 午後 (1,680) | | | 1 | | | 2 | 3 | 2 | 4 | | | | 12 |
| | 全日 (2,940) | | | | | | | | | | | | | |
| 延利用団体数(団体) | | 16 | 18 | 17 | 11 | 9 | 24 | 25 | 23 | 21 | 16 | 15 | 17 | 212 |
| 延利用人数(人) | | 143 | 172 | 141 | 83 | 75 | 228 | 254 | 186 | 159 | 127 | 123 | 103 | 1,794 |
| 利用料金(円) | 1 自給農産物加工室 | 20,160 | 22,680 | 21,840 | 13,860 | 11,340 | 31,080 | 34,020 | 29,820 | 28,140 | 20,160 | 18,900 | 22,260 | 274,260 |
| | 1 家事共同室 (520,630,1150) | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 殺菌槽 (150) | | 300 | | | | | | | 300 | | | | 600 |
| | 3 圧力煮窯 (150) | 3,150 | 3,450 | 3,150 | 2,550 | 2,100 | 9,600 | 10,350 | 8,550 | 5,400 | 4,050 | 2,700 | 3,900 | 58,950 |
| | 4 回転式三重窯 (150) | 1,200 | 1,050 | 750 | 150 | 300 | 600 | 450 | 750 | 300 | 150 | 150 | 600 | 6,450 |
| | 5 蒸し器 (150) | 3,100 | 4,500 | 3,150 | 2,550 | 2,100 | 5,950 | 5,450 | 4,800 | 3,750 | 2,550 | 2,700 | 4,200 | 44,800 |
| | 6 ガスバーナーコンロ (150) | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 ミートチョッパー (100) | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 1,600 | 1,200 | 6,000 | 6,700 | 5,700 | 3,600 | 2,700 | 1,700 | 2,400 | 37,900 |
| | 8 フードカッター (100) | 300 | 1,000 | 700 | 100 | | 200 | 500 | 200 | | 300 | | | 3,300 |
| | 10 簡易シール機 (100) | | | | | | | | | | | | | |
| | 11 水物シール機 (100) | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 真空包装機 (100) | | 300 | | | | | | | 200 | | | | 500 |
| | 13 ボン菓子機 (100) | | 1,600 | | 1,600 | | 400 | 1,300 | 1,100 | 1,800 | 400 | | | 8,200 |
| | 14 ガス炊飯器(2升) (100) | | 400 | 100 | | | 300 | 400 | 400 | | 100 | | | 1,700 |
| | 15 ガス炊飯器(5升) (100) | | | | | | | | | | | | | |
| | 17 製粉機 (100) | | 100 | | | | | | 100 | | | | | 200 |
| | 超過時間(円) | (520) | | 3,150 | 1,040 | 1,560 | 1,010 | 2,600 | 2,080 | 4,680 | 1,560 | 1,040 | | 1,040 |
| 利用料金 | 合計(円) | 30,010 | 40,630 | 32,830 | 23,970 | 18,050 | 56,730 | 61,250 | 56,100 | 45,050 | 31,450 | 26,150 | 34,400 | 456,620 |

(別表 1)

延岡市農産加工研修センター施設及び機械器具利用料金上限表

1. 施設利用料

| 区分 | 利用時間 | 午前 | 午後 | 全日 |
|----------|------|------------|-------------|------------|
| | | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 9:00~17:00 |
| 自給農産物加工室 | | 1,260 円 | 1,680 円 | 2,940 円 |
| 家事共同室 | | 520 円 | 630 円 | 1,150 円 |

付記




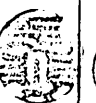




※自給農産物加工室の使用に伴って家事共同室を使用する時は、家事共同室の利用料は徴収しない。

※自給農産物加工室を利用時間を超えて利用する時は、その超える時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする）につき 520 円を徴収する。この場合は、その超える時間の機械器具利用料は徴収しない。

2. 機械器具利用料金

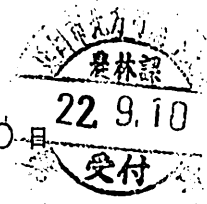
| 機械・器具名 | 単位 | 金額 |
|------------|-----|-------|
| 殺菌槽 | 1 回 | 150 円 |
| 圧力煮釜 | 1 回 | 150 円 |
| 回転式三重釜 | 1 回 | 150 円 |
| 蒸し器 | 1 回 | 150 円 |
| ガスバーナー | 1 回 | 150 円 |
| ミートチョッパー | 1 回 | 100 円 |
| フードカッター | 1 回 | 100 円 |
| 真空包装機 | 1 回 | 100 円 |
| ポン菓子機 | 1 回 | 100 円 |
| ガス炊飯器（2 升） | 1 回 | 100 円 |
| ガス炊飯器（5 升） | 1 回 | 100 円 |
| 製粉機 | 1 回 | 100 円 |
| 簡易シール機 | 1 回 | 100 円 |
| 水物シール機 | 1 回 | 100 円 |

(様式第1号)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|-----|---|---|---|-----|
| 係 | 係長 | 主任 | 副主任 | 課長 | 副課長 | 監査 | 副監査 | 次長 | 支所長 |
|  |  |  |  |  | |  |  |  | |

指定管理者指定申請書

平成22年 9月10日



延岡市長 様

(申請者)

住 所 延岡市川原崎町281-1

団 体 名 延岡農業協同組合

代表理事組合長 白坂幸則



次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------|------------------|
| 施設の名称 | 延岡市農林産物集出荷貯蔵施設 |
| 施設の所在地 | 延岡市北方町早日渡巳175番地1 |

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (5) 当該法人・団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (7) 法人にあっては、市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）

(様式第2号)

延岡市農林産物集出荷貯蔵施設指定管理者事業計画書

※枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
ただし、わかりやすく簡潔に記入してください。

1 管理運営にあたっての基本的方針

| |
|--|
| (1) 市民の平等な利用に関する事 |
| 延岡市の施設条例に基づく管理運営方針や基準を理解した遵守が期待される。 また、情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられている。 |
| (2) 施設効用の発揮に関する事 |
| 施設条例に基づく管理業務は適切であり、施設の管理運営上の自主的な計画がなされており 計画に沿って運営されている。 施設利用者である生産農家とも精通しており、市場の情報等が良く伝えてある。 利用者の要望の把握と、流通ニーズも把握されており生産者には的確な生産アドバイスや 購買ニーズに沿った流通も行われている。 |
| (3) 管理経費の削減に関する事 |
| 収支計算書は適切に管理されており、集荷時間、保冷库の適正運用に努めて、経費の節減が 図られている。 市の委託料は支出されていないが、施設の利用料や取扱手数料で運営がなされており、その会計処理に についても適正に管理されている。 |
| (4) 安定的な施設の管理運営に関する事 |
| 管理団体の母体には問題なく、管理に要する職員配置は適切である。 また、生産者である利用者の要望の把握と、流通ニーズも把握されており生産者には的確な生産アドバ イスや購買ニーズに沿った流通も行われており、安定的施設管理も期待できる。 |
| (5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関する事 |
| |
| (6) その他(組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。) |
| |

(様式第3号)

延岡市農林産物集出荷貯蔵施設の管理運営に関する業務の収支予算書

(収入)

(単位：千円)








| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|--------|-------|-----------|
| 選果場使用料 | 320 | |
| 選果機使用料 | 534 | |
| 電力使用料 | 165 | |
| 電灯使用料 | 100 | |
| 計 | 1,119 | |

(支出)

| 項目 | 金額 | 備考(積算根拠等) |
|-----|-------|-----------|
| 通信費 | 70 | |
| 水道料 | 20 | |
| 電力料 | 550 | 200V 電源 |
| 電灯料 | 479 | 100V 電源 |
| | | |
| | | |
| 計 | 1,119 | |

※収入、支出の項目については、参考ですので、必要に応じた項目を記入してください。

添付資料（3）については、男女共同参画課との協議の結果添付省略

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 係 | 係 長 | 課 長 補 佐 | 対 策 監 | 課 長 |
|  |   |  |  |  |  |

平成22年4月8日

延岡市長 首藤正治 殿

延岡市川原崎町281-1
延岡農業協同組合
代表理事組合長 白坂 幸



指定管理事業報告書

このことについて、農林産物集出荷貯蔵施設指定管理者基本協定書第6条の規定により事業報告書を提出します。

記

添付書類

- 1.収支決算書
- 2.月別販売取扱実績

平成21年度 月別販売取扱実績表

支所・部門・分類・品名毎

北方

040 北方支店

(すべて)

(すべて)

| 品名 | 月 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----|----|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | | |
| 2160 中玉トマト | 数量 | 月計 | | | | | 27.00 | 2,389.00 | 1,503.00 | 804.00 | 531.00 | 75.00 | | | |
| | | 累計 | | | | | 27.00 | 2,416.00 | 3,919.00 | 4,723.00 | 5,254.00 | 5,329.00 | 5,329.00 | 5,329.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 8,235 | 629,425 | 650,315 | 487,334 | 253,049 | 27,634 | | | |
| | | 累計 | | | | | 8,235 | 637,660 | 1,287,975 | 1,775,309 | 2,028,358 | 2,055,992 | 2,055,992 | 2,055,992 | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 231 | 17,627 | 18,211 | 13,644 | 7,086 | 774 | | | |
| | | 累計 | | | | | 231 | 17,858 | 36,069 | 49,713 | 56,799 | 57,573 | 57,573 | 57,573 | |
| 2190 促成宮崎ミニトマト | 数量 | 月計 | 144.00 | 75.00 | 296.00 | 141.00 | | | | | | 144.00 | 483.00 | | |
| | | 累計 | 144.00 | 219.00 | 515.00 | 656.00 | 656.00 | 656.00 | 656.00 | 656.00 | 656.00 | 800.00 | 1,283.00 | 1,283.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 63,548 | 25,666 | 157,118 | 63,824 | | | | | | | 51,745 | 164,702 | |
| | | 累計 | 63,548 | 89,214 | 246,332 | 310,156 | 310,156 | 310,156 | 310,156 | 310,156 | 310,156 | 361,901 | 526,603 | 526,603 | |
| | 手数料 | 月計 | 1,779 | 719 | 4,400 | 1,787 | | | | | | | 1,449 | 4,612 | |
| | | 累計 | 1,779 | 2,498 | 6,898 | 8,685 | 8,685 | 8,685 | 8,685 | 8,685 | 8,685 | 10,134 | 14,746 | 14,746 | |
| 2239 その他夏秋なす | 数量 | 月計 | | | | | | 2,775.40 | 1,390.00 | 1,059.80 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | 2,775.40 | 4,165.40 | 5,225.20 | 5,225.20 | 5,225.20 | 5,225.20 | 5,225.20 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | | | 392,130 | 201,790 | 114,737 | | | | |
| | | 累計 | | | | | | | 392,130 | 593,920 | 708,657 | 708,657 | 708,657 | 708,657 | 708,657 |
| | 手数料 | 月計 | | | | | | | 10,982 | 5,651 | 3,214 | | | | |
| | | 累計 | | | | | | | 10,982 | 16,633 | 19,847 | 19,847 | 19,847 | 19,847 | 19,847 |
| 2591 露地オクラ | 数量 | 月計 | | | | | 1,964.40 | 2,949.10 | 1,784.10 | 791.00 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 1,964.40 | 4,913.50 | 6,697.60 | 7,488.60 | 7,488.60 | 7,488.60 | 7,488.60 | 7,488.60 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 577,620 | 846,118 | 505,605 | 217,303 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 577,620 | 1,423,738 | 1,929,343 | 2,146,646 | 2,146,646 | 2,146,646 | 2,146,646 | 2,146,646 | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 16,170 | 23,696 | 14,162 | 6,081 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 16,170 | 39,866 | 54,028 | 60,109 | 60,109 | 60,109 | 60,109 | 60,109 | |
| 2606 露地ゴーヤ | 数量 | 月計 | | | | | 15.00 | 3,690.00 | 1,569.00 | 219.00 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 15.00 | 3,705.00 | 5,274.00 | 5,493.00 | 5,493.00 | 5,493.00 | 5,493.00 | 5,493.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 2,979 | 756,013 | 273,824 | 34,955 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 2,979 | 758,992 | 1,032,816 | 1,067,771 | 1,067,771 | 1,067,771 | 1,067,771 | 1,067,771 | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 83 | 21,165 | 7,665 | 978 | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 83 | 21,248 | 28,913 | 29,891 | 29,891 | 29,891 | 29,891 | 29,891 | |
| 2690 生しいたけ | 数量 | 月計 | 70.00 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | 70.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 47,492 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | 47,492 | |
| | 手数料 | 月計 | 1,330 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | 1,330 | |
| 2710 玉レタス | 数量 | 月計 | 1,328.00 | 184.00 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 1,328.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | 1,512.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 231,949 | 33,914 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 231,949 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | 265,863 | |
| | 手数料 | 月計 | 6,496 | 950 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 6,496 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | 7,446 | |

平成21年度 月別販売取扱実績表

平成22年2月9日 2頁

支所・部門・分類・品名毎

040 北方支店

(すべて)

(すべて)

| 品名 | 月 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|----|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | |
| 2720 ブロッコリー | 数量 | 月計 | | | | | | | | | | | | 750.00 |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | 750.00 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | | | | | | | | 208,945 |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | 208,945 |
| | 手数料 | 月計 | | | | | | | | | | | | 5,851 |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | 5,851 |
| 2740 青果たけのこ | 数量 | 月計 | 76.70 | 1,490.00 | 544.30 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 76.70 | 1,566.70 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | 2,111.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 59,236 | 429,921 | 170,110 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 59,236 | 489,157 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | 659,267 | |
| | 手数料 | 月計 | 1,658 | 12,038 | 4,763 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 1,658 | 13,696 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | 18,459 | |
| 2774 赤しそ | 数量 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 141.00 | 141.00 | 141.00 | 141.00 | 141.00 | 141.00 | 141.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | |
| | | 累計 | | | | | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | 84,780 | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | |
| | | 累計 | | | | | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | 2,373 | |
| 2777 カリフラワー(英皇) | 数量 | 月計 | 64.00 | | | | | | | | | | 456.00 | |
| | | 累計 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 64.00 | 520.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 10,125 | | | | | | | | | | 74,700 | |
| | | 累計 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 10,125 | 84,825 | |
| | 手数料 | 月計 | 210 | | | | | | | | | | 1,592 | |
| | | 累計 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 | 1,802 | |
| 2786 春菊 | 数量 | 月計 | 52.00 | | | | | | | | | | 15.00 | |
| | | 累計 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 52.00 | 67.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 11,295 | | | | | | | | | | 9,660 | |
| | | 累計 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 11,295 | 20,955 | |
| | 手数料 | 月計 | 317 | | | | | | | | | | 270 | |
| | | 累計 | 317 | 317 | 317 | 317 | 317 | 317 | 317 | 317 | 317 | 317 | 587 | |
| 2797 たまねぎ | 数量 | 月計 | | | 5,614.40 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | 5,614.40 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | 447,847 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | 447,847 | 447,847 | 447,847 | 447,847 | 447,847 | 447,847 | 447,847 | 447,847 | 447,847 | |
| | 手数料 | 月計 | | | 12,540 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | 12,540 | 12,540 | 12,540 | 12,540 | 12,540 | 12,540 | 12,540 | 12,540 | 12,540 | |
| 2808 みず菜 | 数量 | 月計 | 280.00 | 32.00 | | | | | | | | | 1,084.00 | |
| | | 累計 | 280.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 312.00 | 1,396.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 74,078 | 7,360 | | | | | | | | | 452,381 | |
| | | 累計 | 74,078 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 81,438 | 533,819 | |
| | 手数料 | 月計 | 2,073 | 206 | | | | | | | | | 12,668 | |
| | | 累計 | 2,073 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 2,279 | 14,947 | |

平成21年度 月別販売取扱実績表

支所・部門・分類・品名毎

040 北方支店

(すべて)

(すべて)

| 品名 | 月 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | |
| 2840 ほおずき | 数量 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | 365.00 | | | | | | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | 45,933 | 365.00 | 365.00 | 365.00 | 365.00 | 365.00 | 365.00 |
| | 手数料 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | 1,286 | 1,286 | 1,286 | 1,286 | 1,286 | 1,286 | 1,286 |
| 2844 モロヘイヤ | 数量 | 月計 | | | | | | 296.00 | 502.00 | 134.00 | | | | |
| | | 累計 | | | | | 296.00 | 798.00 | 932.00 | 932.00 | 932.00 | 932.00 | 932.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | | 220,224 | 349,250 | 105,747 | | | | |
| | | 累計 | | | | | 220,224 | 569,474 | 675,221 | 675,221 | 675,221 | 675,221 | 675,221 | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | | 6,164 | 9,779 | 2,961 | | | | |
| | | 累計 | | | | | 6,164 | 15,943 | 18,904 | 18,904 | 18,904 | 18,904 | 18,904 | |
| 2895 産直農産物 | 数量 | 月計 | 92.00 | 72.00 | 67.00 | 35.00 | 55.00 | 53.00 | 76.00 | 59.00 | 56.00 | 75.00 | 48.00 | |
| | | 累計 | 92.00 | 164.00 | 231.00 | 266.00 | 321.00 | 374.00 | 450.00 | 509.00 | 565.00 | 640.00 | 688.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 1,684,548 | 1,457,072 | 1,501,310 | 921,492 | 1,272,850 | 1,081,822 | 1,408,205 | 1,164,060 | 1,258,322 | 1,537,127 | 1,261,578 | |
| | | 累計 | 1,684,548 | 3,141,620 | 4,642,930 | 5,564,422 | 6,837,272 | 7,919,094 | 9,327,299 | 10,491,359 | 11,749,681 | 13,286,808 | 14,548,386 | |
| | 手数料 | 月計 | 67,383 | 58,282 | 60,052 | 36,858 | 50,912 | 43,273 | 56,331 | 46,562 | 50,333 | 61,487 | 50,462 | |
| | | 累計 | 67,383 | 125,665 | 185,717 | 222,575 | 273,487 | 316,760 | 373,091 | 419,653 | 469,986 | 531,473 | 581,935 | |
| 2897 農産物 | 数量 | 月計 | 89.00 | 89.00 | 73.00 | 80.00 | 79.00 | 71.00 | 62.00 | 96.00 | 101.00 | 89.00 | 87.00 | |
| | | 累計 | 89.00 | 178.00 | 251.00 | 331.00 | 410.00 | 481.00 | 543.00 | 639.00 | 740.00 | 829.00 | 916.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 1,756,857 | 1,406,346 | 1,469,911 | 1,071,594 | 1,511,897 | 1,061,594 | 1,725,144 | 1,624,967 | 1,532,536 | 1,838,814 | 1,705,568 | |
| | | 累計 | 1,756,857 | 3,163,203 | 4,633,114 | 5,704,708 | 7,216,605 | 8,278,199 | 10,003,343 | 11,628,310 | 13,160,846 | 14,999,660 | 16,705,228 | |
| | 手数料 | 月計 | 70,273 | 56,254 | 58,796 | 42,866 | 60,476 | 42,462 | 69,006 | 65,000 | 61,299 | 73,551 | 68,225 | |
| | | 累計 | 70,273 | 126,527 | 185,323 | 228,189 | 288,665 | 331,127 | 400,133 | 465,133 | 526,432 | 599,983 | 668,208 | |
| 2899 JA直販所 | 数量 | 月計 | 5,544.00 | 6,566.00 | 8,121.00 | 8,518.00 | 7,251.00 | 5,234.00 | 4,952.00 | 6,116.00 | 7,532.00 | 7,551.00 | 6,662.00 | |
| | | 累計 | 5,544.00 | 12,110.00 | 20,231.00 | 28,749.00 | 36,000.00 | 41,234.00 | 46,186.00 | 52,302.00 | 59,834.00 | 67,385.00 | 74,047.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 741,952 | 865,968 | 978,633 | 1,006,098 | 877,448 | 677,127 | 707,156 | 871,638 | 993,333 | 975,209 | 985,578 | |
| | | 累計 | 741,952 | 1,607,920 | 2,586,553 | 3,592,651 | 4,470,099 | 5,147,226 | 5,854,382 | 6,726,020 | 7,719,353 | 8,694,562 | 9,680,140 | |
| | 手数料 | 月計 | 29,685 | 34,642 | 39,147 | 40,244 | 35,090 | 27,083 | 28,287 | 34,867 | 39,734 | 39,007 | 39,423 | |
| | | 累計 | 29,685 | 64,327 | 103,474 | 143,718 | 178,808 | 205,891 | 234,178 | 269,045 | 308,779 | 347,786 | 387,209 | |
| 2905 加工たけのこ | 数量 | 月計 | | | 20,357.00 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | 20,357.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | | | 1,952,176 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | 1,952,176 | |
| | 手数料 | 月計 | | | 54,659 | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | 54,659 | 54,659 | 54,659 | 54,659 | 54,659 | 54,659 | 54,659 | 54,659 | 54,659 | |

平成21年度 月別販売取扱実績表

支所・部門・分類・品名毎

040 北方支店

(すべて)

(すべて)

| 品名 | 月 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | |
| 1080 普通みかん | 数量 | 月計 | 2,760.00 | 660.00 | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 2,760.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 | 3,420.00 |
| | 取扱高 | 月計 | 592,742 | 60,424 | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 592,742 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 | 653,166 |
| | 手数料 | 月計 | 16,597 | 1,691 | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 16,597 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 | 18,288 |
| 1091 十万みかん | 数量 | 月計 | 475.00 | 1,985.00 | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 475.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | 2,460.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 107,602 | 390,138 | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 107,602 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 | 497,740 |
| | 手数料 | 月計 | 3,012 | 10,923 | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 3,012 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 | 13,935 |
| 1092 青島みかん | 数量 | 月計 | 26,560.00 | 13,827.00 | | | | | | | | | 1,970.00 | |
| | | 累計 | 26,560.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 40,387.00 | 42,357.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 3,415,509 | 2,423,533 | | | | | | | | | | 117,091 |
| | | 累計 | 3,415,509 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,839,042 | 5,956,133 | |
| | 手数料 | 月計 | 95,636 | 67,853 | | | | | | | | | | 3,279 |
| | | 累計 | 95,636 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 163,489 | 166,768 | |
| 1093 白川温州 | 数量 | 月計 | 4,065.00 | 275.00 | | | | | | | | | 200.00 | |
| | | 累計 | 4,065.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,340.00 | 4,540.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 569,762 | 65,379 | | | | | | | | | 12,169 | |
| | | 累計 | 569,762 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 635,141 | 647,310 | |
| | 手数料 | 月計 | 15,953 | 1,831 | | | | | | | | | 341 | |
| | | 累計 | 15,953 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 17,784 | 18,125 | |
| 1094 大津4号みかん | 数量 | 月計 | 940.00 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | 940.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 133,717 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | 133,717 | |
| | 手数料 | 月計 | 3,744 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | 3,744 | |
| 1137 完熟金柑 | 数量 | 月計 | 722.00 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | 722.00 | |
| | 取扱高 | 月計 | 528,790 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | 528,790 | |
| | 手数料 | 月計 | 14,806 | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | 14,806 | |
| 1400 栗 | 数量 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | | | 16,347.90 | 27,085.30 | 1,709.00 | | | |
| | | 累計 | | | | | | | 16,347.90 | 43,433.20 | 45,142.20 | 45,142.20 | 45,142.20 | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | | | 7,093,264 | 7,996,300 | 408,345 | | | |
| | | 累計 | | | | | | | 7,093,264 | 15,089,564 | 15,497,909 | 15,497,909 | 15,497,909 | |
| 手数料 | 月計 | | | | | | | 198,617 | 223,893 | 11,437 | | | | |
| | 累計 | | | | | | | 198,617 | 422,510 | 433,947 | 433,947 | 433,947 | | |
| 1702 次郎 | 数量 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | |
| | 手数料 | 月計 | | | | | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | | | | | | | | |

平成21年度 月別販売取扱実績表

支所・部門・分類・品名毎

040 北方支店

(すべて)

(すべて)

| 品名 | 月 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|----|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | |
| 1766 千代姫 | 数量 | 月計 | | | | | 4,988.00 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 4,988.00 | 4,988.00 | 4,988.00 | 4,988.00 | 4,988.00 | 4,988.00 | 4,988.00 | 4,988.00 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 1,940,906 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 1,940,906 | 1,940,906 | 1,940,906 | 1,940,906 | 1,940,906 | 1,940,906 | 1,940,906 | 1,940,906 |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 54,347 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 54,347 | 54,347 | 54,347 | 54,347 | 54,347 | 54,347 | 54,347 | 54,347 |
| 1767 日川白鳳 | 数量 | 月計 | | | | | 3,100.00 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 3,100.00 | 3,100.00 | 3,100.00 | 3,100.00 | 3,100.00 | 3,100.00 | 3,100.00 | 3,100.00 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 1,464,264 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 1,464,264 | 1,464,264 | 1,464,264 | 1,464,264 | 1,464,264 | 1,464,264 | 1,464,264 | 1,464,264 |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 40,998 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 40,998 | 40,998 | 40,998 | 40,998 | 40,998 | 40,998 | 40,998 | 40,998 |
| 1770 温室ちよひめ | 数量 | 月計 | | | | 3,602.40 | 1,243.80 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 3,602.40 | 4,846.20 | 4,846.20 | 4,846.20 | 4,846.20 | 4,846.20 | 4,846.20 | 4,846.20 | 4,846.20 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | 2,592,021 | 761,421 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 2,592,021 | 3,353,442 | 3,353,442 | 3,353,442 | 3,353,442 | 3,353,442 | 3,353,442 | 3,353,442 | 3,353,442 |
| | 手数料 | 月計 | | | | 72,576 | 21,319 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 72,576 | 93,895 | 93,895 | 93,895 | 93,895 | 93,895 | 93,895 | 93,895 | 93,895 |
| 1771 温室日川白鳳 | 数量 | 月計 | | | | 42.00 | 2,978.00 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 42.00 | 3,020.00 | 3,020.00 | 3,020.00 | 3,020.00 | 3,020.00 | 3,020.00 | 3,020.00 | 3,020.00 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | 25,652 | 1,804,644 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 25,652 | 1,830,296 | 1,830,296 | 1,830,296 | 1,830,296 | 1,830,296 | 1,830,296 | 1,830,296 | 1,830,296 |
| | 手数料 | 月計 | | | | 719 | 50,530 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 719 | 51,249 | 51,249 | 51,249 | 51,249 | 51,249 | 51,249 | 51,249 | 51,249 |
| 1779 その他桃 | 数量 | 月計 | | | | | 480.00 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 480.00 | 480.00 | 480.00 | 480.00 | 480.00 | 480.00 | 480.00 | 480.00 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | | 184,557 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 184,557 | 184,557 | 184,557 | 184,557 | 184,557 | 184,557 | 184,557 | 184,557 |
| | 手数料 | 月計 | | | | | 5,169 | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | | 5,169 | 5,169 | 5,169 | 5,169 | 5,169 | 5,169 | 5,169 | 5,169 |
| 1780 温室桃 | 数量 | 月計 | | | | 19.00 | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 19.00 |
| | 取扱高 | 月計 | | | | 19,810 | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 19,810 | 19,810 | 19,810 | 19,810 | 19,810 | 19,810 | 19,810 | 19,810 | 19,810 |
| | 手数料 | 月計 | | | | 555 | | | | | | | | |
| | | 累計 | | | | 555 | 555 | 555 | 555 | 555 | 555 | 555 | 555 | 555 |

平成21年度 月別販売取扱実績表

支所・部門・分類・品名毎

040 北方支店

(すべて)

(すべて)

| 品名 | 月 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 |
|-----|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| | | | 数量 | 月計 | | | | | | | | | | |
| | 累計 | | | | | | | | | | | | 44,888.00 | 73,622.00 |
| 取扱高 | 月計 | | | | | | | | | | | | 439,561 | 286,706 |
| | 累計 | | | | | | | | | | | | 439,561 | 726,267 |
| 手数料 | 月計 | | | | | | | | | | | | 12,306 | 8,030 |
| | 累計 | | | | | | | | | | | | 12,306 | 20,336 |
| 数量 | 月計 | 286.40 | 706.80 | 2,350.80 | 1,068.60 | 24.60 | 68.50 | | | 32.40 | | 91.90 | 211.60 | 444.40 |
| | 累計 | 286.40 | 993.20 | 3,344.00 | 4,412.60 | 4,437.20 | 4,505.70 | 4,505.70 | 4,538.10 | 4,538.10 | 4,630.00 | 4,841.60 | 5,286.00 | |
| 取扱高 | 月計 | 948,855 | 2,625,058 | 9,772,514 | 3,306,314 | 121,026 | 91,628 | | | 70,465 | | 270,957 | 600,860 | 1,275,708 |
| | 累計 | 948,855 | 3,573,913 | 13,346,427 | 16,652,741 | 16,773,767 | 16,865,395 | 16,865,395 | 16,935,860 | 16,935,860 | 17,206,817 | 17,807,677 | 19,083,385 | |
| 手数料 | 月計 | 26,568 | 73,501 | 273,632 | 92,577 | 601 | 1,852 | | | 1,973 | | 7,587 | 16,824 | 35,720 |
| | 累計 | 26,568 | 100,069 | 373,701 | 466,278 | 466,879 | 468,731 | 468,731 | 470,704 | 470,704 | 478,291 | 495,115 | 530,835 | |
| 数量 | 月計 | | | | | | | | | | | | 777.00 | |
| | 累計 | | | | | | | | | | | | 777.00 | 777.00 |
| 取扱高 | 月計 | | | | | | | | | | | | 2,986,151 | |
| | 累計 | | | | | | | | | | | | 2,986,151 | 2,986,151 |
| 手数料 | 月計 | | | | | | | | | | | | 83,613 | |
| | 累計 | | | | | | | | | | | | 83,613 | 83,613 |
| 数量 | 月計 | | | | | | 550.00 | | | | | | | |
| | 累計 | | | | | | 550.00 | 550.00 | 550.00 | 550.00 | 550.00 | 550.00 | 550.00 | 550.00 |
| 取扱高 | 月計 | | | | | | 198,843 | | | | | | | |
| | 累計 | | | | | | 198,843 | 198,843 | 198,843 | 198,843 | 198,843 | 198,843 | 198,843 | 198,843 |
| 手数料 | 月計 | | | | | | 5,567 | | | | | | | |
| | 累計 | | | | | | 5,567 | 5,567 | 5,567 | 5,567 | 5,567 | 5,567 | 5,567 | 5,567 |
| 数量 | 月計 | 43,548.10 | 25,961.80 | 37,123.50 | 13,506.00 | 22,642.80 | 18,647.00 | 27,818.00 | 36,262.50 | 29,016.20 | 21,550.10 | 57,847.70 | 52,185.40 | |
| | 累計 | 43,548.10 | 69,509.90 | 106,933.40 | 120,439.40 | 143,082.20 | 161,729.20 | 189,547.20 | 225,809.70 | 254,825.90 | 276,376.00 | 334,223.70 | 386,409.10 | |
| 取扱高 | 月計 | 10,978,057 | 9,790,779 | 16,449,619 | 9,006,805 | 10,832,851 | 6,129,883 | 12,671,050 | 12,581,759 | 7,892,638 | 6,570,555 | 9,220,127 | 6,770,115 | |
| | 累計 | 10,978,057 | 20,768,836 | 37,218,455 | 46,225,260 | 57,058,111 | 63,187,994 | 75,859,044 | 88,440,803 | 96,333,441 | 102,903,996 | 112,124,123 | 118,894,238 | |
| 手数料 | 月計 | 357,520 | 318,890 | 507,989 | 288,182 | 344,463 | 204,772 | 400,891 | 396,212 | 266,402 | 236,673 | 305,502 | 233,371 | |
| | 累計 | 357,520 | 676,410 | 1,184,399 | 1,472,581 | 1,817,044 | 2,021,816 | 2,422,707 | 2,818,919 | 3,085,321 | 3,321,994 | 3,627,496 | 3,860,867 | |

○高野選果場出荷

- ・ミナト 1.283kg - 526,603円
- ・ナオ 5.225kg - 708,657円
- ・ポヨリ 750kg - 208,945円
- ・カリッパ 1.304kg - 211,691円
- ・青果400 2.111kg - 659,267円

○和田越

- ・たねさ 5.614kg - 447,847円

22年9月10日

延岡市長 首藤 正治 様

(申請団体)

所在地 延岡市河原崎町281-1

団体名 延岡農業協同組合

代表理事組合長 白坂 幸 貝



誓 約 書

私延岡農業共同組合は、延岡市農林産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の申請に当たって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件（以下「資格要件等」という。）について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- 2 市が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実があるものにあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 4 法人等の代表者に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 5 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有するものがないこと。
- 6 法人等及び法人等の役員に国税及び地方税の滞納がないこと。